



令和7年3月

鳥羽市

鳥羽市社会福祉協議会

はじめに

「地域福祉計画」は、
みんなの願いや想いを集めた暮らしの地図のようなものです。
「どんなまちにしたい？」
「しあわせな毎日するには、何が要る？」
いろんな声を集めて、欲ばりな 5 年後に向かって進んでいく地図です。

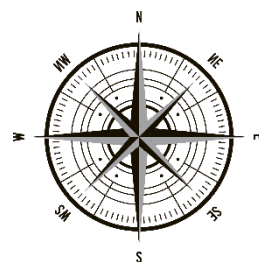
地図がなくても旅はできます。
でも、地図があれば、迷わず進むことができます。
急いで走り出すときも、
ゆっくり歩きたいときも、
新しい道を探したいときも、地図は助けてくれます。

たくさんの知恵や経験、技能をもつ人たちが暮らす鳥羽市。
さまざまな願いやチカラをあわせるための、道しるべとなることを願って
この計画がかたちになりました。

この計画は、これからが始まり。
新しい道ができたり、行きたい場所が見つかったり、
求めに応じて書き直していきます。
みんなで進めながら、みんなで書き直していく地図です。

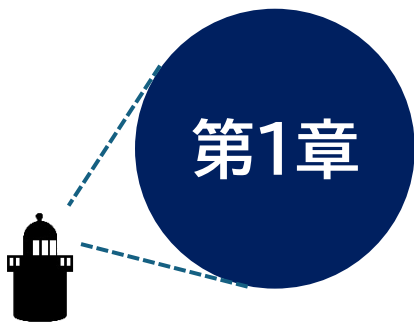
途中で迷うことも、戸惑うこともあるかもしれません。
でも、わたしたちはあきらめません。

5年後の鳥羽は、わたしたちのくらしはどうなっているか楽しみです。
この地図を手に、一緒に歩いていきませんか。



目 次

第1章 計画策定にあたって.....	1
1 地域福祉とは	2
2 計画策定の趣旨	4
3 計画の概要	6
第2章 地域福祉計画からみた本市の課題	7
1 地域を支える人づくり	9
2 支えあいの地域づくり	10
3 地域福祉の輪を広げるネットワークづくり	11
4 安心・安全な地域づくり	12
第3章 基本的な方向性	13
1 基本理念	14
2 めざす福祉のまちづくりの姿	16
3 重点プログラム	19
4 地域福祉活動圏域について	22
第4章 計画の展開	23
基本目標1 地域のつながりの基盤をつくる“人づくり”	25
基本目標2 地域課題を共有し、みんなで解決する“地域づくり”	30
基本目標3 包括的な福祉サービスの充実に向けた“支援づくり”	42
第5章 計画の推進	59
1 計画の推進体制について	60
2 計画の進捗管理	62
資料編	63
1 地域福祉を取り巻く社会の変化	64
2 統計資料	66
3 地域福祉計画からみる現状まとめ	73
4 策定の手法	81
5 鳥羽市地域福祉施策推進委員会設置要綱	83
6 鳥羽市地域福祉施策推進委員会名簿	85



第1章

計画策定にあたって



1 地域福祉とは

「福祉」という言葉は一般的に、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉等、困りごとを抱えた特定の人に対する個別支援という制度としての「社会福祉」の概念でとらえられることが多くなっています。しかしながら、社会福祉の営みは、ウェルビーイング（Well-being）という社会制度を越えた孤独・孤立対策など、市民活動の取り組みも重要になっています。

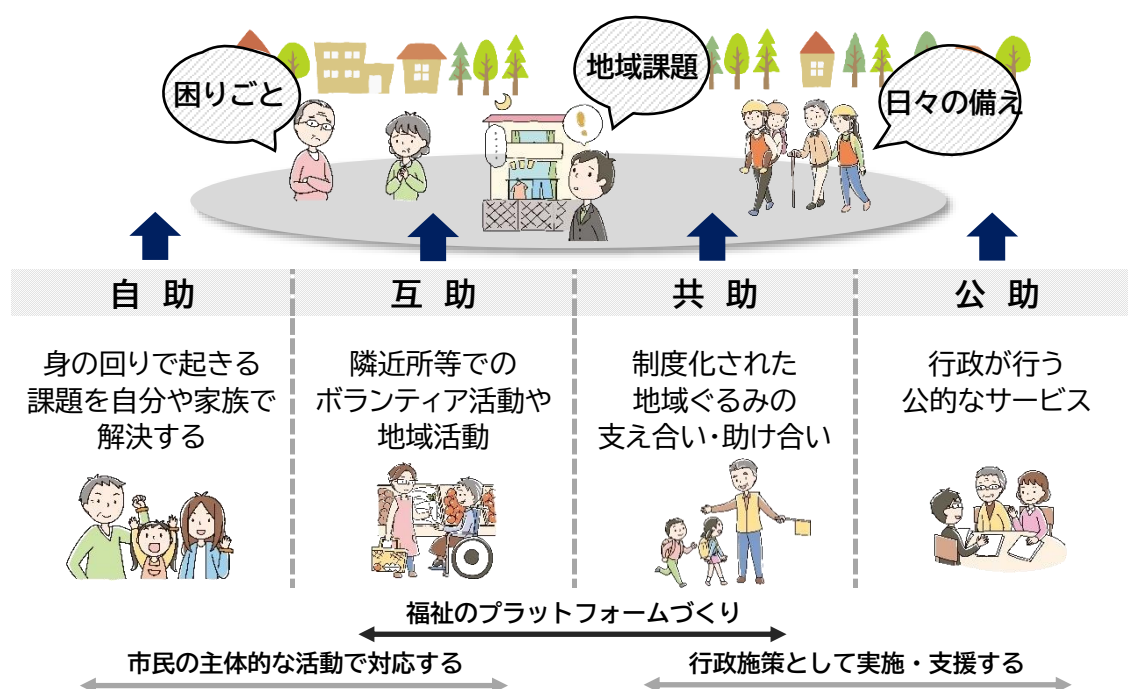
「地域福祉」とは、人権尊重を基本に、一人の不幸も生み出さない、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう地域に関わるすべての人が主役となって進めていく地域共生社会を創造する取り組みのことをいいます。

市民一人ひとりが安心して自分らしい
生活を送ることができる地域をみんなでつくる



地域福祉を推進するためには、市民・関係団体・社会福祉協議会・行政等が、それぞれの役割を果たし、互いに力を合わせる関係を築くことが必要であり、自助・互助・共助・公助の考え方が重要となります。

特に、身近な地域における暮らしのニーズが多様化している中で、地域の課題や困りごとに対し、行政が積極的に、地域における市民同士の支え合いや助け合いを支援しながら、福祉コミュニティづくりを進めていく必要があります。さらに、自助・互助・共助・公助が相互に連携し、補い合いながら、包括的、持続的な協働のプラットフォームをつくることが目標となります。



鳥羽市が考える地域福祉

「㊦だんの㊧らしが㊨あわせになること」(ふくし)

私たちの鳥羽市は、海に面した有人離島4島を持つ地域。

山もあり、農業も営む町でもあります。

山どこと海どこの違い、産業の違いなどそれぞれ違った良い点と課題があります。

市民であっても住む場所の違いや家族構成など、それぞれの生活の中で、喜びや悩み、課題も違います。その中で誰もが認め合い、安心して自分らしい暮らしができる地域づくりが大切です。

近年では、外国人住民の数も増えており、この地を愛する思いは、生まれた場所に関係なく同じです。

多様な地域特性がある鳥羽市で、様々な立場の人が互いを認め合い、学びあうことで人と人がつながり、地域もつながることは鳥羽市の未来には必要なことです。

自分の家族、組の集まり、町内会・自治会(46町内会・自治会)、学校区、市全体、鳥羽市に住む市民はそれぞれのつながりを持っています。

鳥羽市、鳥羽市社会福祉協議会では、私たちのまちを考えるため、「まちのカルテ」(現在のまちの状況を自分達でまとめた記録)、「まちトーク」(地域福祉課題解決のための話し合い)を開催しています。

相手を知ろうとする気持ち、相手を理解するために学ぶこと、様々な人・機関とつながっていくこと、これこそが福祉力です。

鳥羽市が考える地域福祉は、みんなで地域福祉の理想を描き、理想を実現するためにみんなで取り組める、そんなまちをめざしています。

みんなで鳥羽市から福祉を発信していきましょう！



2 計画策定の趣旨

(1) 社会的な背景

近年の少子高齢化の進行、ライフスタイルの多様化、核家族化や地域住民の社会的なつながりの希薄化などにより、時代と共に地域や家族を取り巻く環境が変化しています。さらに、団塊の世代が後期高齢者となる「2025年問題」や、団塊ジュニア世代が高齢者となり、生産年齢人口が激変する「2040年問題」といった高齢者にまつわる社会問題も顕在化し、高齢化の進展は留まることなく進んでいます。

また、老老介護、認知介護、ひきこもり、虐待、子どもの貧困等、福祉分野における課題は複雑化、多様化してきています。合わせて、生きづらさから罪を犯した人等を地域社会で孤立させないための取組も必要となっており、誰もが安心して地域生活を送るため、再犯者の減少に向けた取組も必要となっています。

(2) これまでの取組

鳥羽市（以下 本市という）では、令和元年に策定された「第3次鳥羽市地域福祉計画（令和元年度～令和6年度）」と「第3期鳥羽市地域福祉活動計画（令和元年度～令和6年度）」を、地域福祉の両輪を担う計画として、行政と社会福祉協議会をはじめとする各種団体・機関が連携して推進してきました。

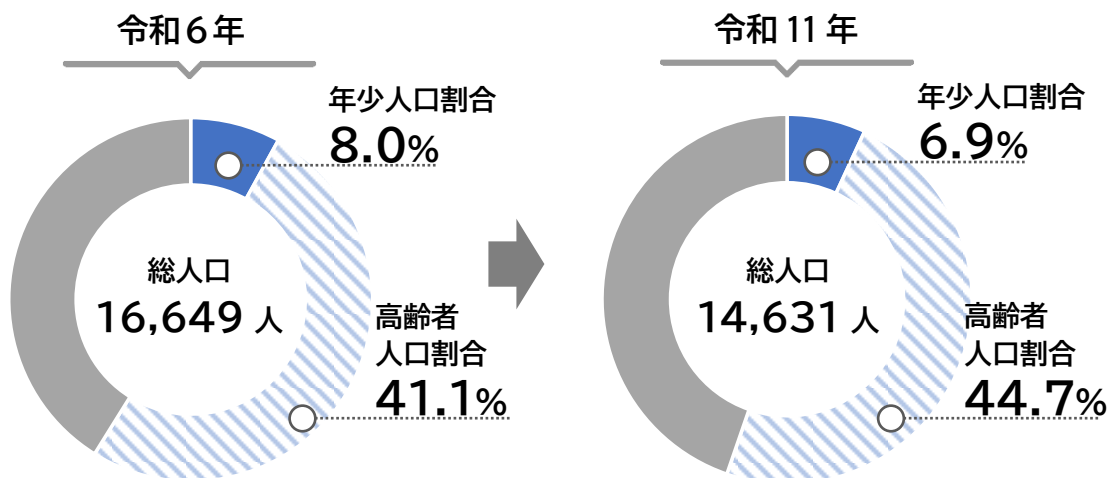
本市の主な取り組み※一部抜粋

- 重点プロジェクトを設定し、保健福祉センターひだまりの相談機関を中心とした多機関の包括的支援体制を構築するため、「地域共生ケース会議」や「地域共生担当者会議」を設置・開催
- 企業や事業所、地域の人材と連携した福祉教育プログラム「フクシル」の周知により、児童・生徒への福祉教育が活発化
- 参加支援・ひきこもりサポート事業により専門職を配置。実態把握のほか、さんぽみちカフェ、Eルームなどの居場所づくり、サポーター養成等を実施
- オンライン診療の定着や医療Maas実証事業、ICT技術を活用した見守り支援の開始など、デジタルを活用

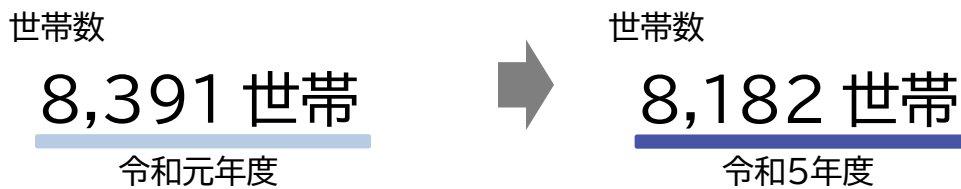
(3) 本市の現状

本市の現状をみると、全国的な傾向と同様に、人口減少は続いており、令和6年で16,649人と計画期間内で1,622人の減少となっています。高齢化率は41.1%となっており、今後の人口予測を踏まえると、少子高齢化が進行すると予測されます。今後は、少子高齢化を起因とした地域福祉の課題を踏まえた計画が求められています。

■人口3区分割合の現在と今後



■世帯数の変化



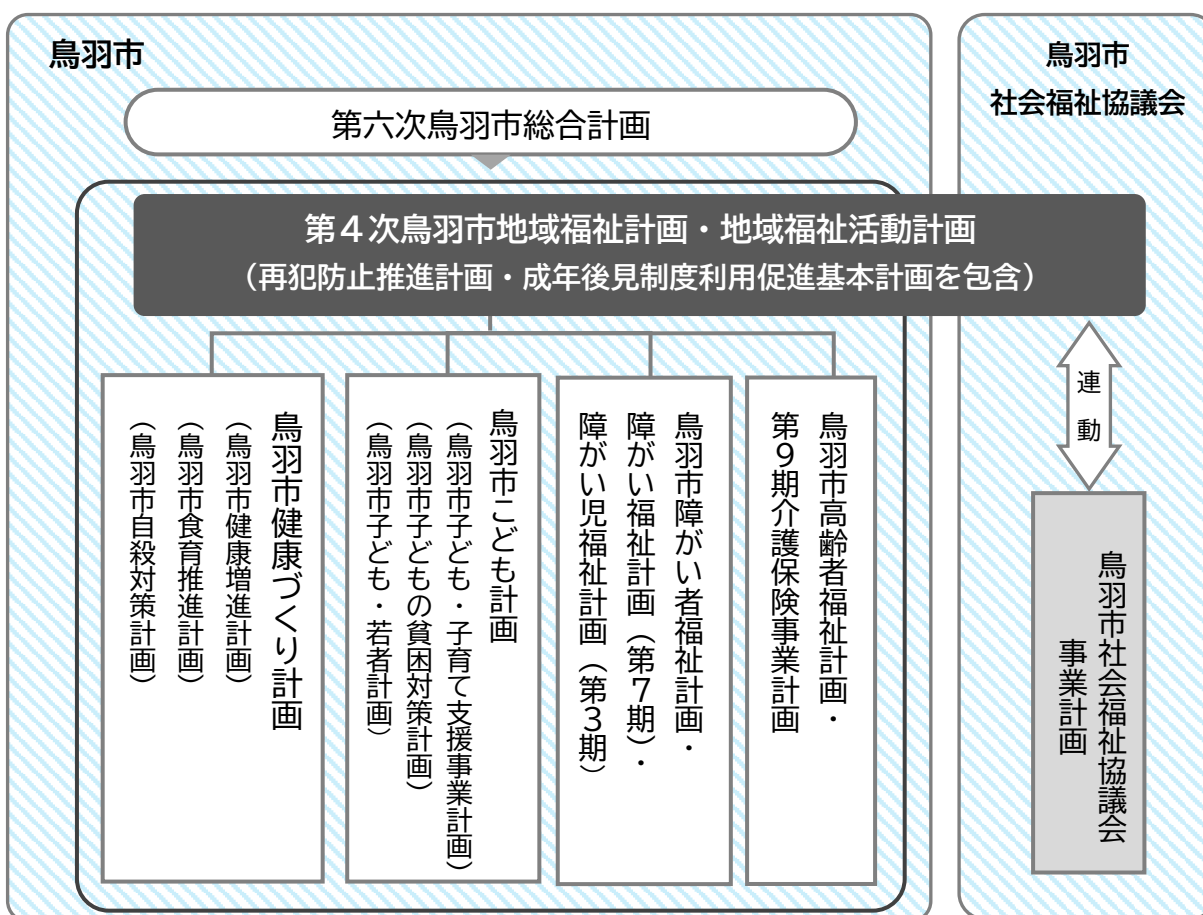
地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定

- 第3次鳥羽市地域福祉計画、第3期鳥羽市地域福祉活動計画が令和6年度で終了することに伴い、新たな計画を策定しました。
- 法・制度の動向及び本市を取り巻く現状と取り組み状況を踏まえて、複雑・複合化する課題に対応すべく、地域福祉計画、地域福祉活動計画を一体的な計画としました。
- 中長期的な計画である本計画の性質を踏まえ、計画推進の結果として生じる成果を意識し、描いた理想を実現するための計画とします。
- 行政と社会福祉協議会をはじめとする各種団体・機関がより一層地域福祉を推進するため、計画で描く目指す福祉のまちづくりを共有し、実現に向けた計画推進を実践していきます。

3 計画の概要

(1) 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第 107 条に基づく「市町村地域福祉計画」と社会福祉法第 109 条に基づき、設置されている社会福祉協議会がつくる「地域福祉活動計画」を一体化した計画であり、「鳥羽市総合計画」を上位計画とするとともに、子どもや高齢者や障がい者等の各福祉計画の上位計画に位置づけています。

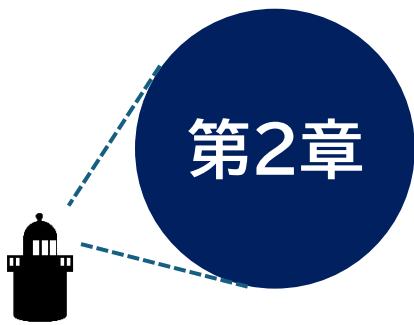


※令和 7（2025）年度時点の計画期間で掲載しています。

(2) 計画の期間

本計画の期間は、令和 7（2025）年度から令和 11（2025）年度までの 5 年間とします。なお、計画期間中であっても、様々な状況の変化により見直しの必要性が生じた場合は、適宜、見直しを行います。

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
鳥羽市地域福祉計画	第3次計画					本計画				
鳥羽市地域福祉活動計画	第3期計画									



第2章

地域福祉計画からみた本市の課題

令和2年度からスタートした「第3次鳥羽市地域福祉計画」において、「人とひとがつながり 支えあう 温かいまち 鳥羽」を基本理念に、重点プログラムと4つの基本目標を掲げ地域福祉の推進に取り組んできました。本章では、基本目標ごとに、アンケート調査結果やヒアリング調査結果を踏まえて、現状をまとめています。

前回計画の基本目標概要

前回計画 基本目標1

地域を支える人づくり

- 学校教育や生涯学習と連携した福祉教育の推進
- 身近な場での学習機会の充実
- 地域福祉を担う新たな人材の発掘と養成



前回計画 基本目標2

支えあいの地域づくり

- 交流機会の充実
- 地域活動・住民活動の活性化
- 身近な地域交流拠点の充実
- 児童・若者に対する支援
- チャレンジできる社会づくり



前回計画 基本目標3

地域福祉の輪を広げるネットワークづくり

- 情報提供の充実
- 相談支援体制の充実
- 多様な地域課題を解決するための仕組みづくり
- 住民や関係機関、行政等の連携・協働の仕組みづくり



前回計画 基本目標4

安心・安全な地域づくり

- 身近な地域での見守り活動の推進
- 災害時に備えた支援体制の充実
- 保健・医療・福祉サービスの充実
- 権利を守る取り組みの推進
- 住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり



1 地域を支える人づくり

(1) 市への愛着と誇りはまちづくりの活力

まちづくりをするうえで、市民のシビックプライド（愛着と誇り）の醸成が重要となります。本市への愛着を感じている人は「少し愛着を感じている」を含めると8割以上となっています。愛着を感じている人は、定住意向があり、地域でのつながりを望む傾向にあります。多くの人は愛着があると答えた一方で、出身が市内と市外で愛着の傾向などに違いがみられます。

(2) 地域に密着する中間支援組織の認知度と担い手

民生委員・児童委員や地域福祉推進員については、認知度に課題があり、特になり手が不足している状況です。特に若い層が減っており、活動しやすい仕組みづくりが必要です。

(3) ボランティア活動等への参加

地域活動やボランティア活動については、小学校、中学校での参加があるものの、その後の継続的な参加にはつなげられていないため、成果がみえにくい課題もあります。

人口減少から地域活動が衰退すれば、地域で様々な活動に挑戦できる機会が失われる可能性があるため、現状の取組を維持し、状況に応じた実施方法の変化が求められています。

■福祉体験教室の様子（e-スポーツ）



■車いすバスケットボール体験の様子



2 支えあいの地域づくり

(1) 地域のつながりは地区により違いがある

近所の人との付き合いは「会ったときには立ち話をする」「困ったときにはお互いに助けあう」が多くなっていることから、地域でのつながりが強いことがわかります。一方で、地区によっては「あいさつをする程度」が高くなっていることから、鳥羽市全体で地域のつながりが強いと言いきれない結果もあります。

(2) 変化する地域活動への参加要件

地域活動については、「地域の清掃活動（草むしり、寺社掃除、道路清掃等）」の参加が多くなっている一方、「地域のまつり」「町内会・自治会の集会」「防災活動（防災訓練・見回りなど）」で過去に参加していた人については、参加していない理由として、「仕事や家事で忙しいから」「関わりが少なく参加しづらい雰囲気であるから」が多くなっています。ヒアリング調査でも、地域のまつりやイベントが少なくなっているといった意見もあり、住む地域に誇りを持つためにも地域の人が自ら地域活動を行っていくことが重要となっていることがわかります。地域活動に参加するための要件として、「自分にあった時間と内容の活動であること」「集団ではなく個人が自分のペースでできること」が多くなっていることから、個人の状況に応じて参加できる新たな仕組みづくりが求められています。

(3) 地域共生社会の実現に向けて

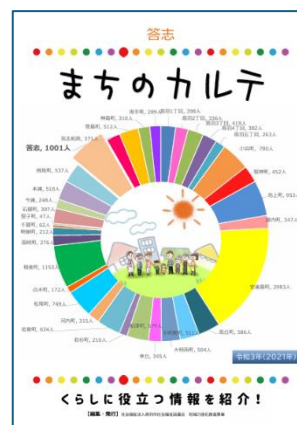
地域共生社会の実現に向けて、就労支援などについては、鳥羽市独自の観光業や水産業を活かした取組の充実を図るため、分野を超えた団体間での意見交換の場や連携が必要となっています。

また、地域活動や地域の資源を「見える化」している「まちのカルテ」の取組などを推進していますが、「まちのカルテ」の認知度が低いなど課題があります。住民と行政との望ましい関係については、「住民も行政も協力し合い、ともに取り組むのがよい」となっており、こうした取組の認知度を上げるための情報発信が重要となります。

■サロンの様子



■まちのカルテ



3 地域福祉の輪を広げるネットワークづくり

(1) 町内会・自治会の存在感と組織維持

地域についての認識については、「町内会・自治会」が多く、地区別にみても「町内会・自治会」が高くなっており、地域における町内会・自治会の存在が大きいことがわかります。その中で、町内会・自治会については、高齢化を要因として会員の減少が課題となっており、地域によっては、役員のなり手不足等から統合などの話も出ていることから、地域における存在が大きい中で活動が縮小すると、今後、地域での中心的な役割を担うことが難しくなる可能性があります。

(2) 地域で支え合える仕組みづくり

生活困窮者支援については、7割以上の方が地域で支える必要性を感じているほか、相談窓口での専門的な支援以外にも、「孤立しないよう住民による居場所づくり」が必要であると考え方が多くなっています。加えて、市民が取り組める地域の課題では「高齢者の生活支援・社会参加」「防災対策」「孤立しがちな人の居場所づくり」が高くなっていることから、様々な視点をもつ地域づくりの支援が求められています。

(3) 必要な人に必要な情報が届く手法の検討

誰もが住み慣れた地域で安心して生活していくために必要なことについては、「福祉や保健に関する情報提供を充実させる」「1か所で何でも相談や手続きができる体制を整備し、容易に行えるようにする」が多くなっていることから、情報発信の強化や相談窓口が集約された保健福祉センターひだまりのより一層の周知などが求められています。

地域活動などの情報の入手先としては、「広報とば」が多くなっており、情報発信の媒体として重要な役割を担っていることがわかります。年代によって、必要とする情報の分野に違いがでており、ニーズに応じた情報発信をさらに強化することが求められています。

■子どもの学習支援「yell」



鳥羽市委託事業 子どもの学習支援「yell」

学習支援ボランティア募集

鳥羽市社会福祉協議会では学習支援ボランティアを募集しています。
個別指導で学習支援をしてみませんか。
少しでも興味のある方は、ぜひ問い合わせください。

鳥羽市社会福祉協議会 ☎1188

対象者	大学生・高校生・元職員・その他一般のかたも歓迎
活動場所	保健福祉センターひだまり
活動日時	週1回（火曜日）午後4時～8時 ※奇数月の第3週のみ水曜日 ※上記の時間帯のうち都合のいい時間帯
活動内容	1回2,000円程度（交通費をきむ） （市外からの参加は1回3,000円程度） ボランティア行事用保険を適用します。
申し込み	電話、ファクスまたはメールで申し込んでください。

目的
子どもの将来が生まれ育った環境に支えられることのないよう、学力向上と居場所づくりを目的とし、鳥羽市内小学4年生から中学3年生のひとり親世帯・就学援助世帯・生活保護世帯・生活困窮世帯の子どもを対象に学習支援を行います。

申込・問い合わせ先
鳥羽市社会福祉協議会
暮らし相談支援センターとば 子どもの学習支援事業担当（清田・上野）
☎1188 ☎1117 ✉sounu@toba-shakyo.or.jp
月曜～金曜（祝日を除く）午前8時30分～午後5時

■鳥羽市社会福祉協議会公式 Facebook



鳥羽キラめき日記

鳥羽キラめき日記（鳥羽市社会福祉協議会）
「いいね！」218件・フォロワー269人

4 安心・安全な地域づくり

(1) 高齢化の進行を実感する市民の不安

日々の生活における悩みや不安については、「自分や家族の老後のこと」「自分や家族の健康のこと」「介護の問題」が多くなっています。年代別では、50 歳代以下で「仕事のこと」が多くなっているほか、30 歳代では「子育てに関すること」も高くなっています。また、60 歳代では「家屋や土地の管理のこと」が高くなっており、ヒアリング調査でも、進学を機に鳥羽市を出る人が戻ってこずに、空き家になる問題が意見としてありました。

(2) 買い物・移動に関する支援の確立

買い物支援、移動に関する支援を求める声は多くなっています。地域で手助けできると考えられることについても、「買い物や近くまでのちょっとした外出などの付き添い・手伝い」と答える人もいる中で、状況に応じて、地域で支えあう仕組みづくりがさらに求められています。

(3) 災害に備えた日々のつながり

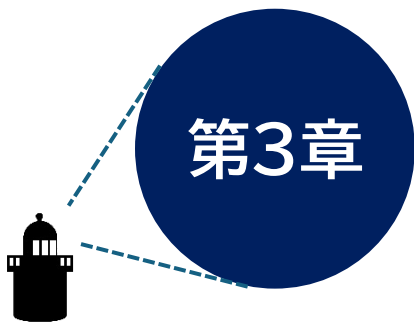
災害時の対応については、避難場所を知っている人が多くなっている一方で、自主防災組織や避難訓練など、今後取組の充実を図る必要があります。「避難行動要支援者名簿」(要援護者台帳)の認知度は低い中で、高齢者世帯や障がいのある人など支援が必要な人の避難等の手助けができるかについてみると、できる人とできない人はそれぞれ約3割となっています。災害時でも平時でも自分に近い人から助けるのではないかという意見もあり、平時からつながり・関係性を構築しておくことが重要と考えられます。

■防災デイキャンプ（障害者互助会事業）



■ほっとスマイルサービス





第3章

基本的な方向性

1 基本理念

第3次計画においては、市民一人ひとりが地域福祉を推進する温かいまちをめざして、「人とひとがつながり 支えあう 温かいまち 鳥羽」を基本理念として設定していました。

地域福祉をめぐる現状は、少子高齢化、核家族化の進行など、課題が複雑化・複合化しています。本市では、アンケート調査の結果、地域のつながりを感じている地域もあり、地域福祉の推進のための強みがあります。しかし、一部の地域では、地域の認識に変化があり、希薄化が進んでいます。こうした状況だからこそ、市民一人ひとりがつながり、知恵を出し合ってみんなで地域づくりを進める必要があります。

本計画では、鳥羽市版地域共生社会の実現に向けて、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう「人とひとがつながり 支えあう みんなでつくるまち 鳥羽」をめざします。



◆地域共生社会のイメージ図（地域共生社会については P. 64 参照）



日本中で起こる「少子高齢化」問題。鳥羽市でも、2040年には人口が1万人にまで減っていくと予想されています。また、これから、社会の担い手となる現役世代と高齢者とのバランスが大きく変わります。

本市では、全国で少子高齢化の対応に追われる中、「地域共生社会の実現」を目指し、「稼ぐ」「つながる」「最適化」の3つのキーワードを軸に取り組みを進めています。また、令和6年からは、本市の秘められたポテンシャルを活かすため、鳥羽駅周辺エリアの再生についても踏み出し、地域経済の活性化を目的とした新たな鳥羽市へ向けて、「まちづくり再生」としていきます。

これらの取り組みは、人口減少や少子高齢化が進む時代において持続可能なまちづくりに大きく寄与する究極の地方創生であると確信しています。新たな工夫で「より稼ぐ」ため、みんなに役割があり「もっとつながっている」ため、そして人口に見合った規模で社会資源を活用する効率的なまちとなるために、今こそ、地域共生社会に向けた取り組みが必要となっています。

とばのおはなし 2040「鳥羽市地域共生社会
プロモーションサイト」

<https://www.toba2040.com>



▲ 閲覧用 二次元コード

2 めざす福祉のまちづくりの姿

『多様な個性や文化を認めあう“こころ”が育っている』

多様な個性や文化を認めあうこころが育つためには、地域で関わりを持ち、人と人がふれあうことが重要となります。そのためには、地域行事を大切にする文化が育まれていることが必要となり、ボランティアをはじめとして、地域で誰もが関われる機会がつくられ、地域への愛着と誇りが醸成されることにより、認めあうこころが育まれます。また、認めあうこころが育つためには、市民が目標やいきがいを持ち、前向きな気持ちでいることが重要となり、心身ともに健康でいられる環境づくりが必要です。

多様な個性や文化を認めあうこころが育まれることによって、地域に住む誰もが出かけやすく、話しやすい雰囲気生まれ、住みやすい地域が実現します。

基本目標

1 地域のつながりの基盤をつくる“人づくり”

福祉のまちづくりを進める上で、人はかけがえのない財産です。鳥羽市のすべての人が、それぞれの持つ知識や経験を活かしながら、地域の一員として役割を担い、助けあい、支えあえる人を育てます。

〈施策〉

- (1) 学校教育や生涯学習と連携した福祉教育の推進
- (2) 身近な場での学習機会の充実
- (3) 地域福祉を担う新たな人材の発掘と養成



『地域を大切に思い、市民自らが主体的に行動している』

地域の関係性の希薄化、個人の価値観の変化など、市民の実情は刻々と変化してきています。市民自らが主体的に行動するためには、従来の活動方法ではなく、新たな方法を模索していく必要があります。一方で、これまで地域を支えてきた組織、団体では、少子高齢化が影響し、担い手がおらず、活動を制限され、これまでつなげてきた地域の関係性がさらに希薄化する可能性があります。

主体的な行動を促すためには、市民自らができることを「認知」し、まずは「参加」することからはじめます。そのための手段として、地域内での「あいさつ」は、コミュニケーションのはじまりとして重要な要素であると考えられます。

まずは、認知し参加からはじまる活動の仕組みを検討し、市民が積極的に活動に関わる環境づくりを実現します。

基本目標

2 地域課題を共有し、みんなで解決する“地域づくり”

隣近所の人や様々な活動を通じた仲間、様々な立場の人たちが交流し、互いの立場を理解しあい、信頼できる温かな関係を深めながら、互いに支えあえる地域づくりに取り組みます。

〈施策〉

- (4) 交流機会の充実
- (5) 地域活動・住民活動の活性化
- (6) 身近な地域交流拠点の充実
- (7) 情報提供の充実
- (8) 身近な地域での見守り活動の推進
- (9) 災害時に備えた支援体制の充実



『誰一人取り残さない、支えあいの輪が広がっている』

少子高齢化の進行、単身世帯の増加など、地域で支えを必要とする世帯が増えつつあります。日常的な生活の支援をはじめとして、地域での見守り体制の構築など、地域が抱える課題は複雑化・複合化しています。地域の支えあいの輪を広げるためには、日ごろからの関係性の構築はもちろんのこと、支えを必要とする人が相談をする際に、迅速に対応することも重要です。

そのためには、市民と関係のある「中間支援組織」や関係機関が情報を共有し、相談を受けてから支援を受けるまでの仕組みを強化する必要があります。

情報化社会が進む中で、情報共有については、ICT利活用やデータ利活用を進めるなど、社会全体のデジタル化に向けた取組はますます重要となっています。

誰一人取り残さない、支えあいの輪が広がっているまちづくりの実現に向けて、日々のつながりはもちろん、新たな手法を取り入れた関係機関の連携を強化します。

基本目標

3 包括的な福祉サービスの充実に向けた“支援づくり”

誰もが住みなれた地域で住み続けるための暮らしの基盤を整えるため、関係機関が連携し、包括的な福祉サービスの充実を図ります。

〈施策〉

- (10) 相談支援体制の充実
- (11) 多様な地域課題を解決するための仕組みづくり
- (12) 様々な課題を抱える人への支援
- (13) 保健・医療・福祉サービスの充実
- (14) 権利を守る取り組みの推進
- (15) 住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり



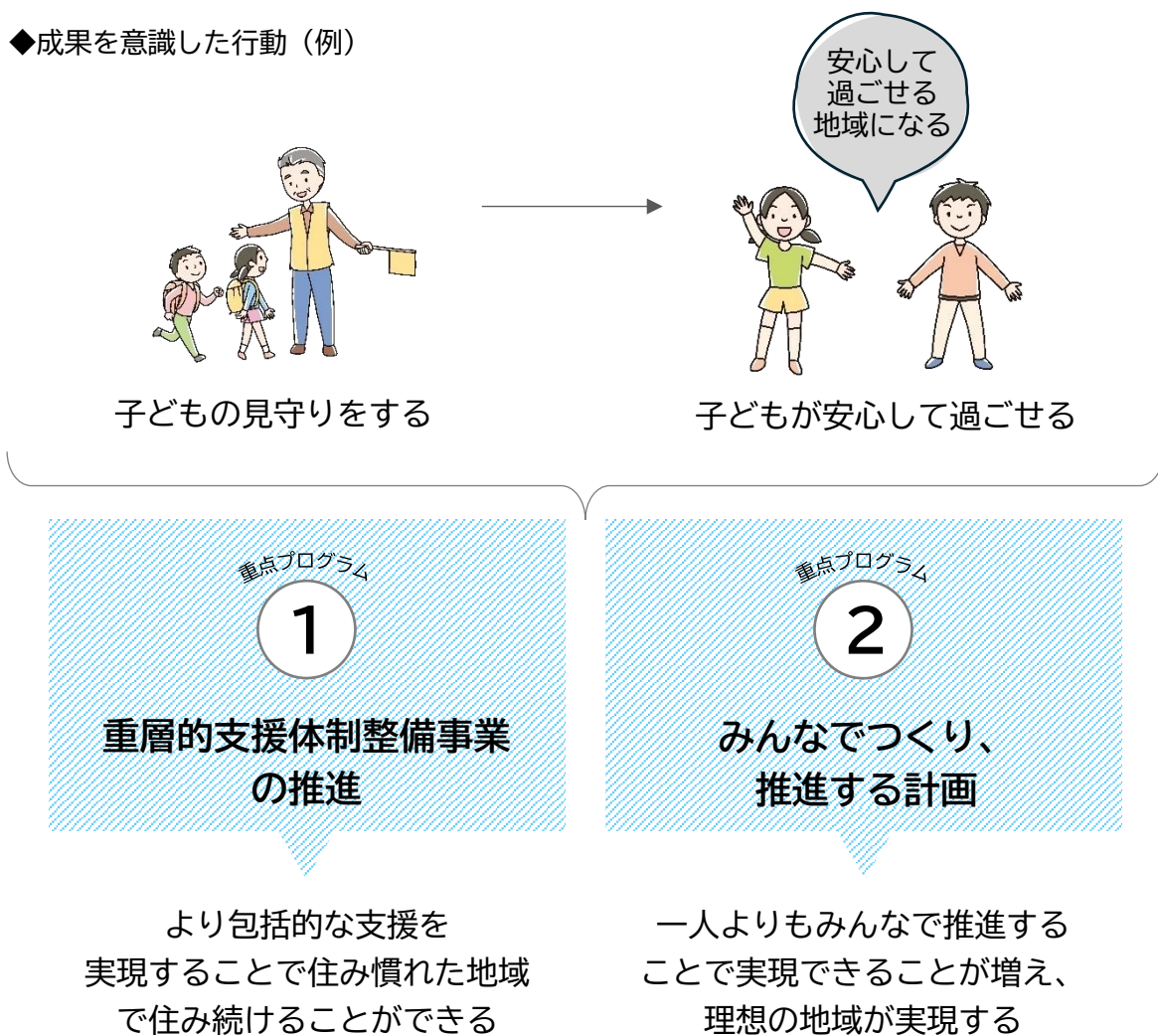
3 重点プログラム

(1) 重点プログラムの基本的な考え方

第3次計画では、重層的支援体制の構築を見据え、「保健センターひだまりの相談機関を中心とした多機関の包括的支援体制の構築」と「地域力強化の推進」を重点プログラムとして設定していました。

本計画においては、第3次計画の進行状況を踏まえ、すでに実施計画を策定している重層的支援体制の整備と策定過程で重視している「みんなでつくる」を重点プログラムとして設定しています。

◆成果を意識した行動（例）



※本来の社会的インパクトの場合、目標を明確にし、評価することが必要ですが、本市の現状を踏まえ、計画期間内に課題の構造分析も含め、本来の社会的インパクトを模索するものとしています。

(2) 重点プログラムの内容

重点プログラム

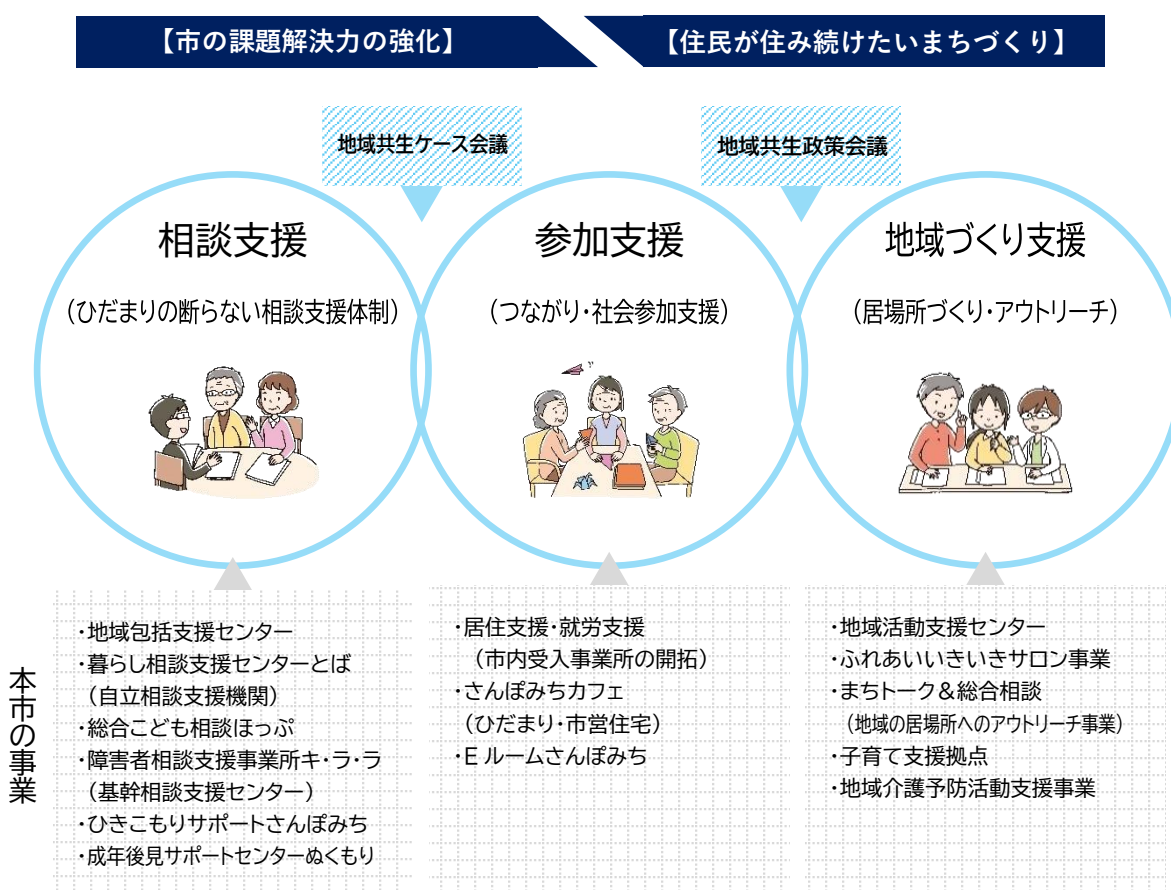
1 重層的支援体制整備事業の推進

本市では、重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、体制構築に向けた取組を進めています。高齢・障がい・子ども・生活困窮といった対象者及び分野ごとの相談支援体制の充実、保健福祉センターひだまりを中心とし、相談機関で受け止めた相談は、必要な関係機関へつなぎ、関係機関との連携を強化しています。

本市の主な取り組み

今後も、市民が抱える複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築し、「断らない相談支援体制」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を行います。

◆本市の重層的支援体制整備事業全体図



2 みんなでつくり、推進する計画

本計画では、従来の「計画策定委員会」での策定を進めるのではなく、今後の計画推進を見据えて、「鳥羽市地域福祉施策推進委員会」として計画を策定しています。そのため、策定過程において、委員からの意見をより集約するため、グループワーク形式で本計画を検討しました。

また、本計画を、障害、高齢、子ども、健康の各計画の上位計画として位置付けていることから、それぞれの関係部局等との連携もより一層図りながら、本委員会を構成する委員と共に、地域福祉の推進や地域共生社会の実現に向けた取組を推進していきます。

本市の主な取り組み

本計画が福祉分野における上位計画となることから、地域福祉の推進に関わる全ての市民、団体、事業者、行政、社会福祉協議会が一体となり、計画を推進します。そのことから、社会的インパクトの考えを参考に、計画推進における課題については、構造分析を行った上で、次期計画へ反映していきます。



各施策に向けた
アイデア



計画内表記：
グループワークの結果、重要だと思う施策にはマークを記載

〈参考にしたい考え方〉

社会的インパクト※一部抜粋

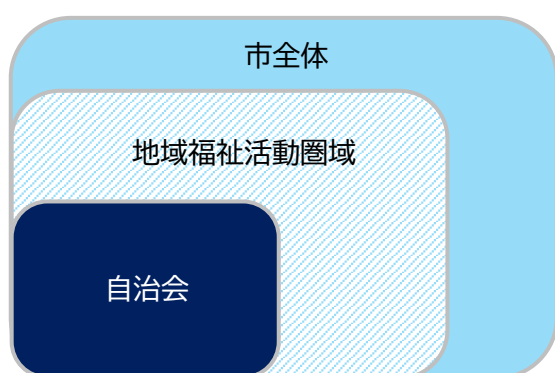
- 社会的インパクト（短期、長期の変化を含め、当該事業や活動の結果として生じた社会的、環境的なアウトカム）の考え方

4 地域福祉活動圏域について

本市は、本土と離島等、多様な地域特性のあるまちです。「地域」の捉え方は、隣近所から自治会、小学校区、全市域にいたるまで、年代や価値観によって一人ひとり異なります。また、地域のつながりは、地理的条件や歴史的な背景、産業などによって様々です。

地域福祉を推進する圏域として、地域の見守りやちょっとした手助けなどを行う基礎的な圏域を自治会とします。福祉事業所や住民の活動拠点などの社会資源があり、住民相互の支えあいや情報交換ができるエリアを「地域福祉活動圏域」とします。今後、自治会や市民の方と一緒に、効果的で機動的な活動ができるエリア設定に取り組めます。また、複雑で複合的な課題については、関係機関や専門職との連携に加え、学校運営協議会やスポーツ少年団など、子どもたちとの関わりが深い団体との連携を促進し、市全体で解決に向けて取り組むネットワークの構築に努めます。

課題に応じて、自治会、地域福祉活動圏域、市全体で活動ができるよう重層的な圏域を設定し、地域福祉を推進します。



【自治会】
声かけや見守りなど日常的な支えあいを行います

【地域福祉活動圏域】
地域住民が主体的に福祉課題に取り組めます

【市全体】
市全体の調和を図り、総合的な立場で施策の展開・調整・推進を行います

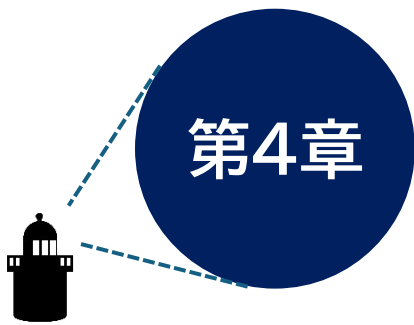
【地域福祉活動圏域の例】

一つの例であり、今後、市民の皆さまの意見を伺いながら本市にふさわしい地域福祉活動圏域を設定していきます。

民生委員・児童委員は、活動圏域を6つに分けて、町を越えた連携のための会議を行っています。

※民生委員圏域会議の地区割





第4章

計画の展開

施策体系

基本理念

人とひとがつながり 支えあう みんなでつくるまち 鳥羽

重点プログラム

①重層的支援体制整備事業の推進

②みんなでつくり、推進する計画

〈めざす福祉のまちづくりの姿〉

多様な個性や文化を
認めあう“こころ”
が育っている

〈めざす福祉のまちづくりの姿〉

地域を大切に思い、
市民自らが主体的に
行動している

〈めざす福祉のまちづくりの姿〉

誰一人取り残さない、
支えあいの輪が
広がっている

〈基本目標1〉

地域のつながりの
基盤をつくる
“人づくり”

〈基本目標2〉

地域課題を共有し、
みんなで解決する
“地域づくり”

〈基本目標3〉

包括的な福祉サービ
スの充実に向けた
“支援づくり”

〈施策〉

- (1) 学校教育や生涯学習と連
携した福祉教育の推進
- (2) 身近な場での学習機会の
充実
- (3) 地域福祉を担う新たな人
材の発掘と養成

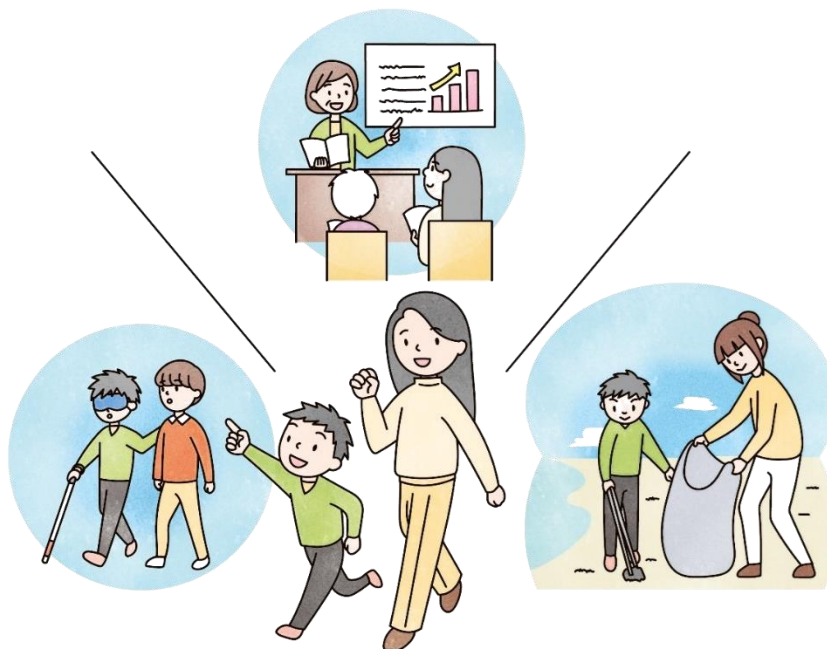
〈施策〉

- (4) 交流機会の充実
- (5) 地域活動・住民活動
の活性化
- (6) 身近な地域交流拠点
の充実
- (7) 情報提供の充実
- (8) 身近な地域での見守り
活動の推進
- (9) 災害時に備えた支援体制
の充実

〈施策〉

- (10) 相談支援体制の充実
- (11) 多様な地域課題を解決
するための仕組みづくり
- (12) 様々な課題を抱える人
への支援
- (13) 保健・医療・福祉サービ
スの充実
- (14) 権利を守る取り組みの推進
- (15) 住み慣れた地域で安心し
て暮らせるまちづくり

基本目標1 地域のつながりの基盤をつくる“人づくり”



めざす福祉のまちづくりの姿

多様な個性や文化を認めあう“ところ”が育っている

『鳥羽の未来にかかせないもの』

「地域共生社会」の実現に向けて目指すべき大切なことは、これまでのように「支える人」「支えられる人」で分かれるのではなく、誰もが「支えあい、支えられる側」となることとされています。

将来の担い手となりうる子どもたちへの福祉教育は、鳥羽の未来を考えるためにかかせないものとなっています。



他者理解のこころを育む

～フクシル～の取組～

市社会福祉協議会では、地域の中で「共に生きる力」を育むために、社会福祉協議会が持つ専門性と地域が持つ魅力を活用し、市民と一緒に福祉教育をすすめるための出前講座「フクシル」を開いています。

「フクシル」の取組例として、地域のボランティア団体を講師に招いて中学生を対象に行うアイマスク体験があります。アイマスク体験は実際にアイマスクを付けて校内を周り、目の不自由な方の当事者体験や介助方法学ぶ体験です。

同じ目の不自由な方でも見え方は様々あり、数ミリの段差でもつまずいてしまうことや階段では最後の段差で声掛けをしないとずっと段差を探してしまい転倒の恐れがあることなど、実際に体験することで他者の立場に立って考えることができる取組です。

実際に参加した生徒からは「いつもの慣れた道でも分からなくて怖かったのが初めてのところはもっと怖いと感じた。」「こんなに不安な気持ちだったと分かり、まちで困っている人がいたら助けたいと思った。」と体験で感じたことをありのままに伝えてくれました。

子どもたちは体験を通して当事者の困り感や生きにくさや不安な気持ちを学び、これから自分たちに出来ることを探していけるようになります。

こうした子どもたちの気づきや育ちは、それを見た大人にも学びとなり、地域にも広がり、多様な個性や文化を認めあうところが育っていくと考えています。

「福」とは、「しあわせ」を意味します。

この「フクシル」を利用していただくことで、市民のみなさんに「福祉について知る」「しあわせについて考える」きっかけにして欲しい、そんな思いを胸に日々活動を行っています。





みんな（委員）の意見

安心できるふれあいの場がある



ボランティア活動がしやすい環境をつくる



多様な文化について学ぶ体験できる



誰もががでかけやすいまちになっている



基本目標 1

1 学校教育や生涯学習と連携した福祉教育の推進

子どもの頃から福祉に関心を持ち、多様性を認めあい、困ったときに助けあう心が育まれることをめざします。

市の取り組み	社協の取り組み
○小中学校における福祉体験教室の開催や、高校生を対象とした福祉学習など、子どもの頃からの福祉教育に取り組みます。（福祉協力校制度の推進／教育委員会との連携）	◆市と教育委員会、学校と連携し、福祉体験教室の開催を働きかけるとともに、福祉教育のカリキュラムの充実を図ります。 ◆市内の福祉事業所における介護体験や保育所等での幼児とのふれあいを通じ、福祉に対する関心を高める取り組みを進めます。（福祉体験教室） ◆障がいのある人の社会活動やスポーツ活動を支援します。



〈委員会での意見〉

- 体験学習を充実させたい
- 福祉教育を実践する側への研修も必要

取り組む内容

1 学校における福祉教育の推進



みんなの重点

- 小中学校における福祉体験教室の開催や、高校生を対象とした福祉実習など、子どもの頃からの福祉教育に取り組みます。（福祉協力校制度の推進）
- 福祉体験教室等、福祉教育の実施にあたり、当事者による講話（ゲストティーチャー）による取り組みができるよう依頼・調整に努めます。

2 ひとを大切にすまちづくり

- 人権や福祉をテーマにした講演会やセミナーを通じて、ひとを大切にす心を養います。
- 障がいのある人の作品展や障がい者スポーツ大会など、障がいのある人の生涯学習を支援するとともに、活動を通じて障がいのある人に対する理解の促進を図ります。

3 生涯学習の推進

- スポーツや文化団体と連携・協力し、子どもから大人まで、学びたいときにいつでも自由に学習できる機会や方法を提供していきます。

2 身近な場での学習機会の充実

身近な地域において、自治会や老人クラブ、民生委員・児童委員等の団体や関係機関で地域の現状や課題を考え、地域の支えあいの中心となることをめざします。

市の取り組み

- 自治会や老人クラブ等の地域の団体において、地域の現状や課題について考える機会をつくります。
- 地域における支えあいの中心となる民生委員・児童委員・シルバーヘルパーを対象とした研修を充実します。

社協の取り組み

- ◆サロン活動において、身近な課題や暮らしに関わる福祉制度等についての情報提供をします。
- ◆まちトークを開催し、地域の課題を把握・整理し、課題解決に向けた地域の自主的な取り組みを支援します。
- ◆地域の状況に合わせてまちトーク等を活用し、地域福祉推進員の設置を呼びかけ、市内全域での設置をめざします。
- ◆民生委員・児童委員や地域福祉推進員に対する研修を行い、資質向上を図るとともに、活動の参考になる情報提供を行います。



〈委員会での意見〉

- 活躍されている人を外部講師として招聘する
- 気軽に集まれる場所があれば良い

取り組む内容

4 身近な地域での学習活動の支援

- 自治会や老人クラブ等の団体に対し、福祉についての出前トークを開催するなど、地域の自主的な学習活動を支援します。

5 地域の核となる人材の研修の充実

- 民生委員・児童委員の知識向上に向けた研修を行います。
- 地域福祉推進員の選任を進め、民生委員・児童委員と連携ができるように支援します。

3 地域福祉を担う新たな人材の発掘と養成

自分たちの住む地域においてボランティアとして活躍できる人材の発掘と育成をめざします。また、ボランティア活動を活性化させるため、団体の立ち上げやリーダーの育成に取り組めます。

市の取り組み

- TOBAひだまりフェスタを開催し、地域で活動する団体等がつながり活躍できる場所を創出していきます。
- それぞれの団体等が情報を共有し合えるプラットフォームを、継続して整備していきます。

社協の取り組み

- ◆ボランティア連絡協議会等と協働し、ボランティアスクールや各種ボランティア養成講座を開催します。
- ◆ボランティア活動に対して、若い世代に興味を持ってもらう取り組みをするとともに、参加しやすい工夫を行います。
- ◆ボランティア活動のリーダーとなる人材を育成するため、シニア世代に対し、参加を呼びかけていきます。
- ◆社会福祉協議会広報誌やSNSにおいて、地域活動やボランティア活動を紹介し、活動への参加を呼びかけるとともに、新たな活動のヒントを提供します。



〈委員会での意見〉

- ボランティア活動をするための活動内容等を周知することが必要
- きっかけづくりが必要

取り組む内容

6 ボランティア・市民活動の育成

- 地域で活動するボランティアや、支援が必要な人を手助けする人材を育成します。

7 地域活動を継続して実施していくための支援



みんなの重点

- 地域の活性化や地域課題の解決に向けた地域の活動が継続していけるよう、多様な機会を通じて地域活動における周知啓発を図っていく他、活動の実施にかかる助成制度等の提供を行っていきます。

基本目標2 地域課題を共有し、みんなで解決する“地域づくり”



めざす福祉のまちづくりの姿

地域を大切に思い、市民自らが主体的に行動している

『地域を大切にする思いからはじまる』

市民が自ら主体的に行動をするためには、地域への愛着と誇りが大切になります。「地域での行事が減った」「地域行事に参加しづらい」そう思われたことはありませんか。

地域を大切に思う気持ちを持つことから、地域づくりははじまります。本市では様々な活動団体があります。それぞれの団体が活動しやすいよう、支援をしています。

今、地域で起きているエピソード



みんなのつながりをもっと。もっと。

～TOBAひだまりフェスタ～

みなさんをご存じでしょうか。

市内各地で活動されている団体はたくさんあり、市社会福祉協議会が進めるボランティア登録団体数は50団体（令和6年12月現在）となっています。

様々な活動内容があり、地域でのサークル活動はじめ、「ボランティア祭り」や「ひだまりふれあい広場」「障がい者の日記念事業」などの大きなイベントもあります。そうした活動は、参加されている人にとって、大きな活躍の場となっています。

また、令和5年度からは、市民体育館を会場に「TOBAひだまりフェスタ」を開催しており、40団体を超える地域活動団体の皆さんが日ごろの活動内容を披露する場を設けています。このフェスタは、団体同士の交流や市民同士の交流を広げ、ここに集まるみんながもっともっとつながれる場所として人気のイベントになっています。

個々がそれぞれの時間をうまく活用し、気兼ねなく参加できる地域活動の在り方が求められている中で、様々な地域活動団体を知っていただく機会をつくっていくのと同時に、それを通じてもっともっとつながりあえるよう、みんなで魅力ある場所と時間をつくっていきましょう。

みなさんも、地域の活動に一度参加してみたいはいかがでしょうか。



みんな（委員）の意見

自由に集まれて活動できる



挨拶ができる関係性



子どもたちに地域の人が教えている



高齢者と子どもものふれあいがある



4 交流機会の充実

地域福祉を推進するためには、地域のつながりが不可欠です。自治会や地域活動の場、イベント等を通じて、市民同士の交流はもちろん、団体間、関係機関における交流機会の創出をめざします。

市の取り組み

- 様々な行事やイベント等を通じ、幅広い世代の市民が参加し、交流できる場づくりを進めます。
- 高齢者や障がいのある人、子ども等が交流を通じて地域づくりに参加するきっかけづくりを行います。

社協の取り組み

- ◆自治会や地域活動の場において、サロン活動の意義や活動内容を紹介し、サロン活動の立ち上げを支援します。
- ◆活動内容について、助言やアイデアの提供等を行い、活動の振興に取り組みます。
- ◆心身や生活上の課題を抱える人のニーズの把握に取り組み、交流の場づくりや当事者団体の立ち上げ等を支援します。
- ◆既存の団体に必要な情報を提供するとともに、交流活動を支援します。
- ◆「障がい者の日」記念事業等、市民や福祉団体等が広く参加し、交流できるイベントを開催します。
- ◆障がいのある人や高齢者、子ども等が参加しやすいよう、企画内容や情報提供のあり方を工夫します。
- ◆障がいや病気について、当事者同士がともに語りあえる場づくりに取り組みます。



〈委員会での意見〉

- 地域で開催されているイベントの重要性を認識することが必要

取り組む内容

8 当事者活動の支援

- 各種サロン活動をはじめとした交流を通じて、共通した悩みや課題を持つ人の交流を推進します。

9 イベント等を通じた交流活動の支援



みんなの重点

○行政や社協、地域の活動団体が主催する多様なイベント等を通じ、それらの団体が連携した活動につなげていけるよう、交流機会の創出に努めていきます。

10 市民活動団体やボランティアの交流

○TOBAひだまりフェスタの開催や市民活動団体・ボランティア団体相互の情報交換や交流を深めます。



ラム

ふれあいいきいきサロン事業



① 高齢者サロン

地域の高齢者が身近な公民館などに気軽に集まり、昼食やお茶をとりながら、レクリエーションや健康体操、おしゃべりなどを通じて、仲間づくりや外出の機会をつくり出すことにより、孤独化防止、介護予防、生きがいの創出等をめざして活動しています。



② 子育てサロン

現在、家庭で子育てを行う人が孤立し、育児に不安やストレスを抱えるなどの問題が顕著に表れているなか、地域を拠点に子育ての当事者（親やその家族等）と地域住民が多様な活動を通じて、子育てを楽しみながら仲間を作り、互いに支えあうことを目的に活動しています。



5 地域活動・住民活動の活性化

地域活動、住民活動の活性化を図ることで、顔の見える身近な地域でのつながりづくりをめざします。

市の取り組み

- 自治会や老人クラブ等の地域での活動を通じて、顔が見える身近な地域でのつながりづくりや支えあい活動を進めます。
- 従来の地域組織への参加者が少ないことから、個人の立場で参加し、活動できる方法を模索し、活動しやすい環境整備について検討します。
- ボランティア活動や自主学習グループ等、同じことに興味を持つ人たちによる活動を支援します。

社協の取り組み

- ◆地域団体や各種団体、ボランティア団体等に対し、身近な福祉制度や暮らしの課題等についての情報提供を行います。
- ◆市が進める協働のまちづくりの各種事業に協力し、必要な情報を提供します。
- ◆地域福祉講演会、ボランティアスクール等、地域福祉活動の講演会を開催し、地域福祉実践者への意識啓発、学習の機会を提供します。



〈委員会での意見〉

- 費用を助成する支援だけではない方法の検討が必要

取り組む内容

11 地域活動への支援

- 自治会等に対し活動費用の助成を行います。また、活動の活性化を図り、地域課題に対応できる組織となるように支援します。

12 ボランティア団体等への支援

- 市内で活動する各種団体やボランティア団体の活動の活性化が図られるよう支援します。

13 活動費用の獲得への支援

- NPOやボランティア団体等が活動に必要な費用を獲得するために、民間助成金の情報提供の他、書類作成のためのアドバイス等の支援を行っていきます。

6 身近な地域交流拠点の充実

地域活動や住民活動を推進するため、活動拠点となる場の整備・充実を図るとともに、既存の施設において地域住民の交流拠点として活用しやすいよう取り組みます。

市の取り組み

- 自治会単位の活動拠点に加え、地域福祉活動圏域ごとの拠点など、地域特性に応じた活動拠点の整備・充実を図ります。
- 福祉事業所等と連携し、施設の一部を地域住民の交流拠点として活用できるよう、取り組みを進めます。
- 保健福祉センターの運営について、市民や各団体が活動しやすいように工夫します。

社協の取り組み

- ◆市民や福祉団体等のニーズの把握に努め、活動しやすい拠点づくりについて市とともに取り組みます。



〈委員会での意見〉

- 施設利用について、利用しやすい金額設定など検討してほしい
- 気軽に集まれる場所があれば良い（再掲）

取り組む内容

14 公民館や地域集会所の充実



みんなの重点

- 自治会単位で活動する集会所の改修・備品等について助成します。また、市民が利用しやすいように公民館運営を支援します。

15 保健福祉センターひだまりの運営

- 市の福祉拠点として市民が利用しやすいよう、運営します。

16 地域福祉活動圏域ごとの交流拠点の確保

- 地域福祉活動圏域ごとに活動や交流ができる拠点づくりに取り組みます。

17 既存施設の活用

- 市の公共施設のあり方を見直すとともに、地域の交流拠点としての活用を図ります。また、施設の一部を地域の交流拠点として活用できるよう、福祉事業所等との連携を進めます。

7 情報提供の充実

市民が地域の現状や課題を把握するため、正確で適切な情報提供に取り組みます。また、誰もが必要な時に必要な情報を入手できる環境を整備します。

市の取り組み

- 年齢や障がい、国籍に応じた情報提供のあり方を工夫することを検討します。
- 多言語表記やICTを活用した情報伝達の仕組みを活用することに合わせて、文字の大きさや色などを工夫し、伝わりやすい情報提供に努めます。

社協の取り組み

- ◆社会福祉協議会の事業内容や福祉情報を市民に提供し、啓発するため、広報誌「福祉ウェブ」を年4回、発行するとともに、ホームページやSNS等を通じて情報提供を行います。
- ◆県健康福祉部の「わかりやすい情報の提供のためのガイドライン」にもとづき、広報誌や各種広報・出版物の文字の大きさや色、デザインを工夫し、わかりやすい情報提供に努めます。
- ◆広報物や社会福祉協議会主催の行事・イベント等において、障がいの特性に応じた情報伝達を工夫します。



〈委員会での意見〉

- 費用のかからない情報発信方法を検討することが必要

取り組む内容

18 福祉サービスについての情報提供

- 広報誌やパンフレット、インターネット等において、各種福祉サービスについて情報提供を行います。
- 情報提供にあたっては、紙媒体だけでなく、SNSや電子メール等、年齢層に応じた多様なメディアの活用に取り組みます。
- 市民によりわかりやすい情報提供の取り組みを民間事業所へも促していきます。

19 伝わりやすい情報提供の実施

- 障がいや母国語の違いに応じた適切な情報提供のあり方を工夫します。
- 文字の大きさや色、デザイン等、見やすい広報物の作成に取り組みます。
- 読み上げ機能等、手話通訳や要約筆記の活用等、行事やイベントについて、障がいに応じた情報伝達に取り組みます。

20 協働によるまちづくりの推進

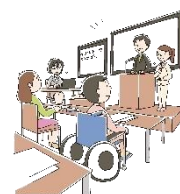
- 市民活動を行いやすい環境づくりを図るため、NPOやボランティア団体等の市民活動を紹介し、広く情報提供を行います。

21 市広報誌やパンフレットによる活動紹介



みんなの重点

- 地域活動やボランティア活動への参加を促進するため、市広報誌やパンフレット、ウェブサイト、SNS等を活用し、活動団体の紹介をします。あらたな活動をめざす人や団体のヒントとなる情報を提供します。



わかりやすい情報提供とは



障がいや母国語の違いに応じて伝わりやすい情報提供のあり方を工夫することが大切です。三重県では、ユニバーサルデザインのまちづくり条例にもとづき、「わかりやすい情報提供のためのガイドライン」を作成しています。

文字の大きさや文字・行間の広さだけでなく、伝わりやすい表現や視覚障がいのある人に見えやすい配色、様々な障がいのある人や外国人等への情報伝達の工夫などを紹介しています。

8 身近な地域での見守り活動の推進

一人暮らしの高齢者や障がいのある人、小さな子どもや介護が必要な家族がいる家庭等は、小さなきっかけから支援につながるよう、身近な地域での見守り活動を推進します。

市の取り組み

- 民生委員・児童委員や地域福祉推進員、地域住民等がふだんから見守り、手を差し伸べることができる支えあいの地域づくりに取り組みます。
- 高齢者あんしん見守りネットワークを通じて、虐待の早期発見に努めるとともに、支援が必要な高齢者の生活上の課題の把握に努めます。

社協の取り組み

- ◆市民・事業所・市との連携により、一人暮らし高齢者や障がいのある人等、支援を必要とする人の把握に努めます。
- ◆民生委員・児童委員や地域福祉推進員等に対し、見守り活動についての研修を行います。
- ◆シルバーヘルパーの活動を支援し、民生委員・児童委員や地域福祉推進員と連携できる体制づくりをめざします。



〈委員会での意見〉

- 見守られる人がどんな人か知る必要がある
- 地域の人と組織がつながることが必要

取り組む内容

22 地域住民による見守り活動の推進

- 民生委員・児童委員や、地域福祉推進員等を中心に、自治会単位での見守り活動を推進します。
- 一人暮らし高齢者等を訪問する老人クラブのシルバーヘルパー活動を支援します。

23 見守り活動の推進



みんなの重点

- 様々な心身や生活上の課題を抱えて見守りが必要な人について啓発します。
- 見守り活動に取り組む人材を養成し、地域の中で互いに見守り、支えあう輪を広げます。
- 地域の皆さんが、散歩の途中や掃除をしながら広く見守りをしていくなど、個々が日常生活の中で無理なく支援していける活動を推奨していきます。

24 学校、保護者、地域住民等が連携した児童の安全確保

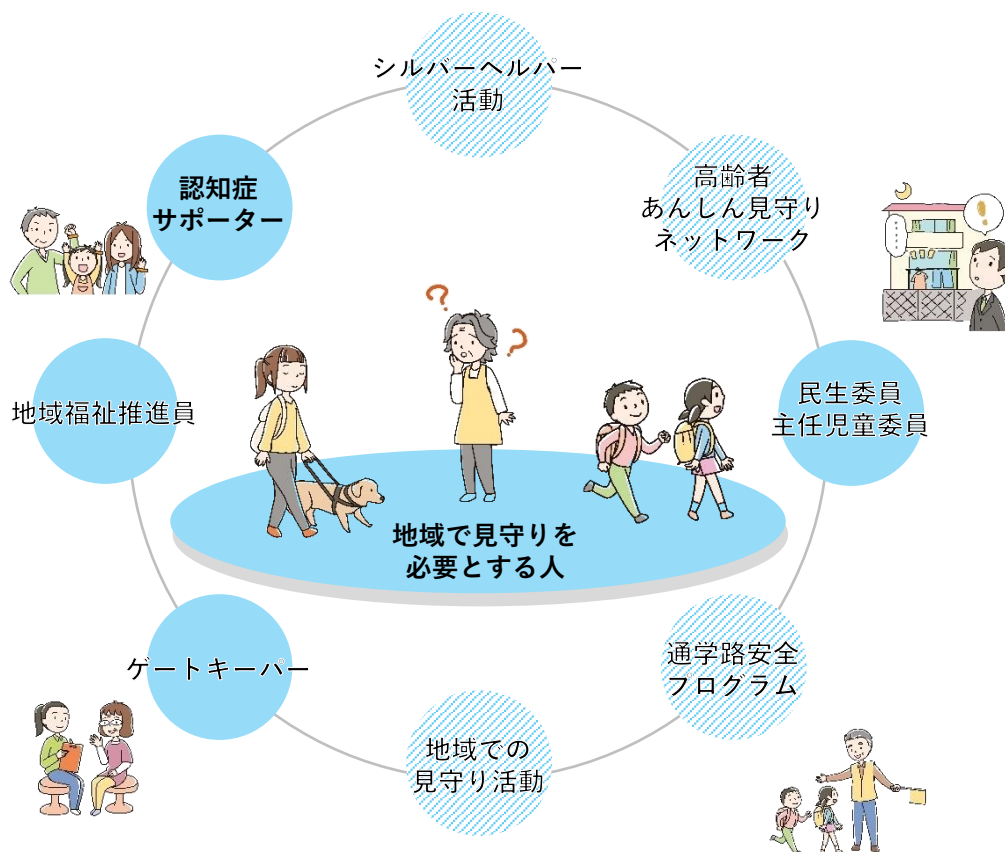
- 学校や警察、PTA、地域住民等が連携し、通学路の安全点検を実施するなど、児童の通学時の安全確保に取り組めます。
- 地域住民による通学時の見守り等を推進します。



見守りネットワークとは



本市には、子どもや障がいのある人、高齢者等を見守る様々なネットワークがあります。それらが連携し、市民が安心して暮らせるように支えています。



9 災害時に備えた支援体制の充実

地域福祉における災害時の対応には、日頃からの地域のつながりが必要不可欠です。避難行動要支援者名簿の普及、自主防災組織の立ち上げ、実際の災害を想定した避難訓練の実施など、災害時に備えた支援体制の充実をめざします。

市の取り組み

- 避難行動要支援者名簿を作成し、災害時の避難に支援が必要な高齢者や障がいのある人を把握するとともに、安全に避難できる支援体制づくりに取り組みます。
- 自主防災組織の立ち上げや避難訓練の実施など日頃からの備えを進めるほか、福祉避難所の確保や避難所となる施設のバリアフリー化等にも取り組みます。
- 災害時の避難や消火器の使用法を学ぶなどの防災訓練を関係団体とともに実施します。

社協の取り組み

- ◆災害時の高齢者や障がい者等の避難誘導や、災害に強い地域づくり等の災害に関する講習会を関係機関・団体と連携して行います。
- ◆障害者互助会と連携し、防災デイキャンプを開催します。
- ◆災害ボランティア養成講座を引き続き開催し、災害ボランティアの養成に努めます。



〈委員会での意見〉

- 避難所の運営が大切だと思う
- 災害について、自分事として考えることが必要

取り組む内容

25 避難行動要支援者名簿の整理・活用

- 避難行動要支援者名簿を整理・活用し、災害時に支援が必要な人を支援する仕組みづくりを進めます。

26 自主防災の推進



みんなの重点

- 自主防災組織を支援し、災害時の初動確保を推進します。また、防災訓練の実施や、地域での防災用品の備蓄を促します。

27 福祉避難所の確保

○市内事業所と協定を結ぶなど、福祉避難所の確保を進めます。

28 災害時の情報伝達の仕組みづくり

○障がいのある人等に対し、災害時に必要な情報が伝わる方法を検討し、仕組みづくりに取り組みます。

29 福祉サービス事業所の防災対策の促進

○福祉サービス事業所に対し、災害時の避難誘導のマニュアル作成を促すとともに、防災訓練や備蓄品の確保等を促します。



コラム 災害時避難行動要支援者登録制度とは □△○◇

高齢や障がいなどにより、支援がなければ避難することが困難な方がおられます。自力では避難が困難な方にあらかじめ登録していただき、地域の避難支援関係者（町内会・自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員など）とその情報を共有することにより、災害が発生したときの避難支援に役立てる制度です。

名簿登録の対象者

- ① 満 75 歳以上で一人暮らしまたは高齢者のみで構成する世帯の人
- ② 要介護 3 以上の人
- ③ 身体障害者手帳 1 級または 2 級を有する人
- ④ 療育手帳 A 1、A 2 を有する人
- ⑤ 精神障害者手帳 1 級または 2 級を有する人
- ⑥ その他、災害時において支援が必要と認められる人

基本目標3 包括的な福祉サービスの充実に向けた“支援づくり”



めざす福祉のまちづくりの姿

誰一人取り残さない、支えあいの輪が広がっている

『複雑化・複合化する課題への対応』

2021 年度、複雑化する地域課題を解決するため、「断らない相談」を柱とした『重層的支援体制整備事業』が国の制度としてスタートしました。本市としても、同年度から『重層的支援体制整備事業』を実施しており、保健福祉センターひだまり（下記の文章では「ひだまり」）を中心とした「断らない相談」を実施しているところです。

今、地域で起きているエピソード



ひだまりの断らない相談支援

～重層的支援体制整備事業による相談支援体制の充実～

「どこに相談すれば良いかわからない。」そう思ったことはありませんか。

本市では、福祉と健康に関する相談のほとんどに対応するため、ひだまりに、高齢・障害・生活困窮・子育て、健康の分野が集積している他、地域包括支援センターや障害者相談支援センターなどの専門相談機関や地域福祉の中心を担う社会福祉協議会も入っています。

個々で抱えている課題や困りごとは複数に渡っていることもあり、その場合、どの窓口へ相談したら良いかわからないときは、一度ひだまりへ相談をしてみてください。

ひだまりには、複数の課題がある場合の支援をどうしていくかをコーディネートする「相談支援包括化推進員」を配置しており、関係部署や関係機関と連携しながら支援の調整を行います。

そのうえで、関係機関が集まる「地域共生ケース会議」を開催し、他機関連携による支援をしていきます。

精神障害を持っている一人暮らしの人に実際あった例では、相談されてもこれまでたくさんの部署に連絡をし、一方的に話をして電話を切るといった行動が多かったものの、関係部署が同じ対応をすることにより支援方法が統一され、相談対応の質を維持できました。

そこから、地域でのサロン活動への参加を促し、精神障害を持っているがサロン活動へ参加することで落ち着いた生活になり、支援につながったケースもあります。

個々で、また周りで困っているかたがみえたら、一度ひだまりへ相談してください。それぞれの困りごとに寄り添い、関係機関が連携して対応していきます。



みんな（委員）の意見

家事を手伝ってほしい時に助けてもらえる人がいる

不安をなくす
孤立感ない

福祉・医療など関係者で情報が共有されている

子育ての相談を身近な場で（地域）聞いてもらえる人がいる

10 相談支援体制の充実

様々な生活上の課題を把握する糸口になる相談体制の充実にあたっては、地域福祉課題が複雑化・複合化していることから、分野横断的にきめ細かな相談支援体制の実現をめざします。

市の取り組み

- 行政や社会福祉協議会等の相談窓口の周知を図るほか、相談に必要な機関につなげていきます。
- 保健福祉センターひだまりを拠点に、分野を横断した相談対応の充実を図ります。

社協の取り組み

- ◆保健福祉センターひだまりにおいて、弁護士や司法書士による法律相談を実施します。
- ◆分野を横断したきめ細かい相談支援体制の構築に取り組みます。



〈委員会での意見〉

- 相談を受ける側の研修とメンタルケアも必要
- 相談対応ができる人材の確保が必要

取り組む内容

30 行政における相談体制の充実



みんなの重点

- さまざまな相談に必要な技術や知識を習得するため、職員や各種相談員の資質向上に努めます。
- 組織内の連携、関係機関及び専門的な相談機関との連携を強化します。

31 相談機関のネットワークの強化

- 行政、社会福祉協議会、地域包括支援センター、子育て支援センター、障がい者相談支援事業所、自立相談支援機関等のあらゆる機関や団体がそれぞれの役割分担を整理し、ネットワークを強化します。

32 相談者を断らない横断的な支援体制の実施

- 保健福祉センターひだまりを拠点として、子どもから高齢者までの各分野での様々な相談支援、また「制度のはざま」となる課題を抱えた世帯等の相談を取りこぼさないように各相談機関が連携していきます。

11 多様な地域課題を解決するための仕組みづくり

多様な地域課題に対しては、市民が主体的に行動し、様々な知恵と力を活用して解決に向けて取り組むことが求められます。

市の取り組み

○地域の課題に取り組む福祉コミュニティを構築するとともに、必要な資源や支援の提供が得られる仕組みづくりに取り組みます。

社協の取り組み

- ◆地域の課題を共有し、課題解決のための福祉コミュニティづくりについて話し合うため、自治会や老人クラブ、ボランティア団体、民間事業所等、地域の多様な主体と協働し、まちトークの開催・充実をめざします。
- ◆地域の課題の掘り起こしに努めるとともに、地域住民が地域課題の解決に取り組むことができるよう、コミュニティソーシャルワーカーや、市が配置している生活支援コーディネーター等の福祉専門職と連携し、地域と様々な人や団体、機関を結びつけるサポートを行います。
- ◆複合的な課題を抱え、「制度のはざま」におかれ、地域で孤立している人等について、関係機関と市民の連携のもと、早期把握・早期発見に努めるとともに、自立支援に取り組めます。



〈委員会での意見〉

- 分野横断的に支援できる仕組みづくりが必要

取り組む内容

33 地域福祉活動圏域ごとに課題を解決できる仕組みづくり

- 地域福祉活動圏域ごとに地域課題を解決できるよう、福祉コミュニティづくりを推進します。
- 地域住民が地域の課題解決に向けて取り組むことができるサポート体制をつくります。

34 児童と保護者に対する支援

○ひとり親家庭や、保護者が心身や生活上の課題を抱えているなどで支援が必要な家庭と児童に対し、行政や支援機関、民生委員・児童委員等が連携し、適切な支援ができるよう取り組みます。

35 障がいのある人に対する支援

○行政や支援機関、民間事業者、当事者団体等と連携し、様々な障がいのある人の日常生活の課題解決に向けて取り組みます。

36 高齢者に対する連携した取り組みの推進

○住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築をめざします。

37 制度のはざまにある課題や複合的な課題を抱えている人に対し分野横断的に支援する仕組みづくり

○制度のはざまにある課題や複合的な課題を抱えている人や家族を支援するため、庁内各部署を超えた検討の場を設置します。

○必要に応じて各機関・各職種が協働して課題解決に取り組みます。



まちトーク



町内会、自治会や地域の各種団体（老人クラブ・サロン・学校運営協議会など）の集會に、市職員と社協職員も参加し、わがまちで何かできるのかを一緒に考えていく懇談会です。

本市では、地域共生社会の実現に向け、地域の人たちが顔見知りになり、ゆるやかにつながることで、地域の課題解決ができる地域づくりをすすめています。

まちトークは、「まちの魅力をみんなに伝えたい」「いろんな人たちとつながりたい」「地域の為に何かしたい」「居場所をつくりたい」など、さまざまな思いを持っている人が集まり、楽しみながらまちの「いま」と「これから」について考える場となっています。

12 様々な課題を抱える人への支援

ひきこもりやアルコールや薬物の依存症など、進学や就労等の社会復帰しやすい地域をめざします。また、生活困窮者の自立支援にも取り組みます。

市の取り組み

- ひきこもりや依存症、罪を犯した人等が社会復帰しやすい地域となるよう市民の意識啓発を行うとともに、社会生活に向けて何度でもチャレンジできる社会づくりに取り組みます。（保護司会との連携）
- 様々な課題が生じた際に、即座に機動的に対応し、関係機関の情報交換、情報共有を図るため、日常的な連携、協働の仕組みづくりを進めます。（多機関協働事業）

社協の取り組み

- ◆社会生活に復帰する人に対し、必要な情報を提供するとともに、支援機関につながります。
- ◆当事者だけでは解決できないことについて、地域や福祉専門職、支援団体等と連携し、支援する体制の構築に取り組みます。
- ◆生活困窮者支援窓口を設置し、各種相談事業や訪問等を通じ、生活困窮状態にある市民の自立を支援します。
- ◆各種福祉サービスや成年後見制度等の公的支援の適切な利用につなげるとともに、NPO団体やボランティア団体等と連携し、課題の解決に向けて取り組みます。



〈委員会での意見〉

- ヤングケアラーへの支援も必要

取り組む内容

38 ひきこもりに対する支援

- 長期間のひきこもりを続けている人に対して、進学や就労に向けた支援や居場所づくりに取り組みます。また、ひきこもりについて相談ができる相談支援体制の構築を推進します。

39 就労支援

- 就労を希望する人が、持てる力を発揮し、活躍できるよう、働く場づくりと就労支援を進めます。

40 生活困窮者の自立支援

○経済的な課題を抱えている人の背景を把握し、必要な支援機関につなぐとともに、自立支援プランの作成や就労支援等に取り組みます。

41 社会福祉法人の地域貢献活動の促進

○社会福祉法改正に伴い、社会福祉法人には日常生活または社会生活上の支援を必要とする人に対して無料または低額でのサービス提供を実施することが義務づけられたことについて住民等へ周知を図るとともに、必要な情報を提供します。(みえ福祉の「わ」創造事業)

42 自殺対策の推進

○市民の自殺対策について、保健医療機関や関係行政機関、地域等が連携して取り組みます。

43 罪を犯した人の社会復帰を支援（再犯防止推進計画）

○保護司会等と連携し、罪を犯した人が社会復帰できるよう、就労や住宅の確保等の支援を推進します。



みえ福祉の「わ」創造事業とは



制度のはざまから生じる生活課題を抱える人を支援するため、社会福祉法人の協働により平成 28 年 4 月から実施している地域公益活動です。生活困窮者支援緊急食糧提供事業と緊急時物品等支援事業、生活困窮者就労活動支援事業を行っています。社会福祉法人は、この 3 つの事業の周知・啓発を行い、対象となる地域住民の把握、確認の上、相談支援窓口となる市町社会福祉協議会につなぐ役割を担っています。

再犯防止推進計画

計画の目的

「再犯防止計画」は、再犯防止推進法第8条に規定されており、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めるものです。

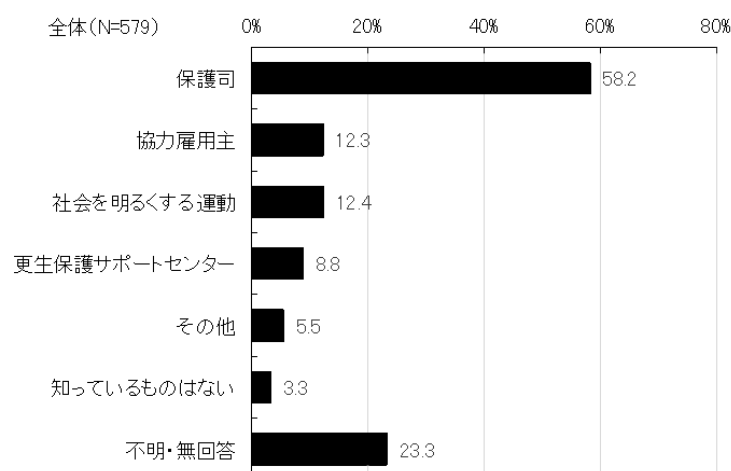
犯罪を繰り返してしまう背景には、生活困窮、加齢による認知機能低下や障がい等による生活上の困難、社会からの孤立など多様な課題を抱えている場合も多く、再犯防止に向けては、犯罪や非行をした人が地域の中で継続した支援を受けられることが重要であると考えられます。

誰もが安全で安心して暮らすことができるよう、犯罪や非行をした人等の再犯を防止するためには、刑事司法関係機関による取組だけではその内容や範囲に限界があり、社会復帰後、地域社会で孤立させない「息の長い」支援等を、国、地方公共団体、民間団体等が連携することで、再犯防止に向けた取組を推進していきます。

1 鳥羽志摩保護司会（鳥羽支部）の運営

○犯罪や非行をした人の立ち直りを支える協力者や取組に関して知っているものについてみると、「保護司」が最も高くなっていますが、4人に1人は無回答か「知っているものはない」となっており、認知不足が課題となっています。

○このことから、「保護司」の役割や保護司会としての取組の周知啓発に向けた取組を推進させていきます。



2 啓発活動

- 「更生保護の日」である7月1日からの1か月間は「社会を明るくする運動～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～」の強調月間です。この運動は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動で、全国各地でさまざまなイベントが展開されます。
- 本市においても、市内ショッピングセンター等を会場に、啓発物の配布等による活動を行う他、小・中学生を対象に「社会を明るくする運動」にふさわしい作品を募集し、広くその啓発に努めていきます。



犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ
第74回 社会を明るくする運動
 7月1日「社会を明るくする運動」強調月間・再犯防止啓発月間です。 社明 しやめい



社明 しやめい
社会を明るくする運動
 犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ

(参考：第74回社会を明るくする運動啓発用ポスター)

3 更生保護サポートセンターの開設

- 更生保護サポートセンターを開設し、保護司が定期的に輪番で駐在し、保護司活動の意見交換・相談支援などを行います。



13 保健・医療・福祉サービスの充実

市民の安心安全な暮らしを支えるため、ニーズに応じた保健・医療・福祉サービスの充実を図るとともに、関係機関と連携を強化するための勉強会や意見交換会等を実施します。

市の取り組み

- 安心安全な暮らしを支えるため、市民のニーズに応じた保健・医療・福祉サービスの充実に取り組みます。
- それぞれの制度上のサービスに加え、多様な地域資源を活用した福祉サービス等のあらたな仕組みづくりに取り組みます。

社協の取り組み

- ◆介護保険サービス事業者連絡会や鳥羽市地域自立支援協議会及び福祉事業所部会の運営支援を通じて、事業所間の勉強会や情報共有など、サービスの質の向上及び連携強化を進めます。
- ◆介護保険サービス事業者連絡会では、幹事会、各部会（施設部会・訪問系部会・通所系部会・居宅介護支援部会）において勉強会を開催し、専門的事例の研究、情報交換、交流等を行っており、事務局機能をサポートします。
- ◆地域自立支援協議会障がい者福祉事業所部会では、制度についての学習会、虐待等の具体的課題についての勉強会、意見交換会等を行います。
- ◆介護保険サービス事業者と障害福祉サービス事業者との交流の機会を提供し、互いのサービスの違いや互いのサービスの活用の可能性について理解を深められる取り組みを推進します。



〈委員会での意見〉

- 口腔ケアの重要性を啓発する取り組みが必要
- 災害時も含め専門職の配置が必要

44 各種個別計画に基づく保健・医療・福祉サービスの充実



みんなの重点

○各種個別計画に基づく保健・医療・福祉サービスの充実を推進します。

45 住民参加型のサービスの充実

○「ほっとスマイルサービス」の活動等、様々な力を活用したインフォーマルサービスの創出を促進します。

46 共生型サービスの推進

○同一事業所で介護保険と障害福祉のサービスを提供する共生型サービスの実施について検討するとともに、事業所に対して必要な情報を提供します。

47 介護予防・健康づくり活動の推進

○介護予防に取り組む団体や老人クラブ、サロン等に対し、「運動教室」や「栄養教室」等を紹介するなど自主的な活動を支援します。



「ほっとスマイルサービス」



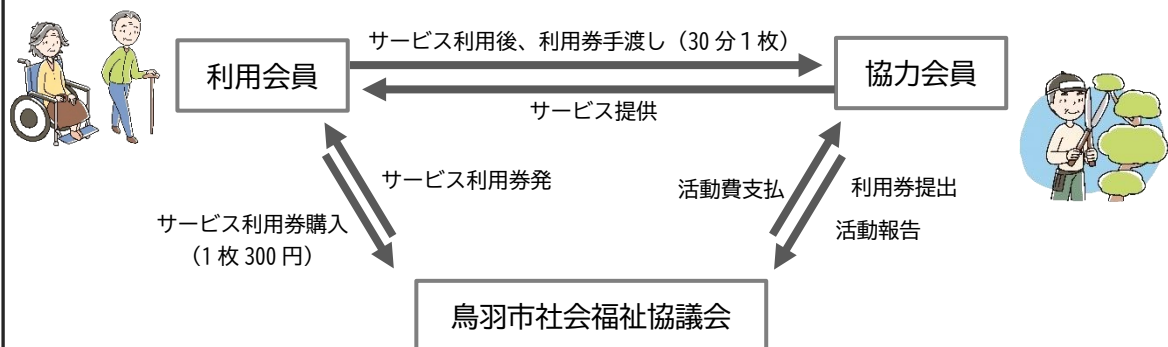
ほっとスマイルサービスは、住民参加型在宅福祉サービス（利用料をいただく有償の活動）です。会員相互の気兼ねない助けあいにより、在宅生活に不安のある方を支援し、「だれもが、安心して暮らすことができるまちづくり」を実現することを目的としています。

〈サービスの具体的な内容〉

○外出支援サービス／○生活支援サービス／○その他サービス

※できないサービス：特別な技術が必要な介護、介助、協力会員の車両による送迎・服薬管理（確認も含む）

※公的サービス（介護保険・支援費サービスなど）に該当する方は、公的サービスが優先されます。



14 権利を守る取り組みの推進

病気や障がいなどにより、自分で判断することや権利を守ることが困難な人が、住み慣れた地域で住み続けられるよう、関係機関と連携のもと成年後見制度の利用促進や虐待防止に取り組めます。

市の取り組み

- 病気や障がいなどにより、自分で判断することや権利を守ることが困難な人に対し、成年後見制度が利用できるように支援します。
- 児童や障がい者、高齢者等、被害を訴えることが難しい人に対する虐待の防止と早期発見及び適切な対応に取り組めます。
- 権利擁護のあり方について、先進地の事例を参考に、鳥羽市にふさわしいあり方を検討します。
- 市民や関係機関との連携のもと、高齢者や障がいのある人、子どもに対する虐待及びDVの防止に対する早期発見・早期対応を図ります。

社協の取り組み

- ◆権利擁護を必要とする人に対し、権利が尊重され、その人らしく生きることができるよう、きめ細やかな支援を行います。
- ◆成年後見サポートセンターの運営や法人として後見業務に取り組み、市と共に権利擁護のあり方について、鳥羽市にふさわしい権利擁護のあり方を協議・検討します。



〈委員会での意見〉

- 市独自の権利擁護の仕組みが必要
- 個人情報の取り扱いについて規定が必要

取り組む内容

48 成年後見制度の周知と活用（成年後見制度利用促進計画）

- 認知症や障がいなどにより、判断能力が不十分な方の権利を守る制度である成年後見制度の周知に努めます。
- 成年後見制度利用にかかる費用が負担できない人に対し、費用を助成するなど必要な人が利用できるよう、支援します。

49 日常生活自立支援事業の活用

- 認知症や障がいなどにより、日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報の入手や意思表示が困難な人に対し、日常生活自立支援事業が利用できるよう、支援します。

50 虐待やDVの防止の周知



みんなの重点

- 子どもや高齢者、障がいのある人に対する虐待やDV防止に向けた啓発を行います。
- オレンジリボン運動等の虐待防止に取り組む活動についての情報を提供し、虐待防止に関心を持つ人の輪を広げます。

51 虐待の早期発見・早期対応

- 子どもや障がい者、高齢者等への虐待の早期発見ができるよう、相談窓口等の周知・啓発に取り組めます。
- 虐待が通報・発見された場合には、早期対応ができるよう関係機関等との連携を強化し、必要なサービス等を提供し支援します。

52 虐待を行った保護者や介護者等の再発防止支援

- 児童虐待について、関係機関と連携して保護者と家庭に対し、必要な支援を行うとともに、子どもと保護者が安定した生活ができるよう、支援します。
- 障がいのある人や高齢者に対する介護者等による虐待については、適切な介護・福祉サービスの提供により、介護者等の負担軽減を図り、住み慣れた地域で生活できるよう、支援します。

成年後見制度利用促進基本計画

計画の目的

判断能力に不安のあるかたが地域の中で安心して暮らすためには、生活に必要な支援が受けられ、その人の権利が守られることが重要です。また、急速な高齢化の進展により、判断能力に不安のあるかたが増加すると予想されるため、成年後見制度の周知を図り、利用しやすい環境を整備する必要があります。

このため、成年後見制度の普及啓発を行い、制度の利用を必要とする認知症高齢者や障がいのあるかたなどの把握に努め、適切な成年後見制度の利用を進めていきます。

1 成年後見サポートセンターの運営

○地域連携ネットワークの中心的役割であり、協議会の運営を行う成年後見サポートセンター「ぬくもり」を鳥羽市社会福祉協議会に委託し、制度の利用促進と円滑な制度運用ができるよう体制を維持していきます。

2 周知啓発

○日常的な生活の見守りや支援を受けながら、安心して地域で生活を送ることができるよう、成年後見制度について、市民に対する講演会の実施や、パンフレットやSNS等を活用した制度の周知啓発を行います。

3 相談対応

○「ぬくもり」をはじめ、市や地域包括支援センター、社会福祉協議会、障害者相談支援事業所などにおいて、成年後見制度の相談支援や日常生活上の困りごとの相談支援を行います。



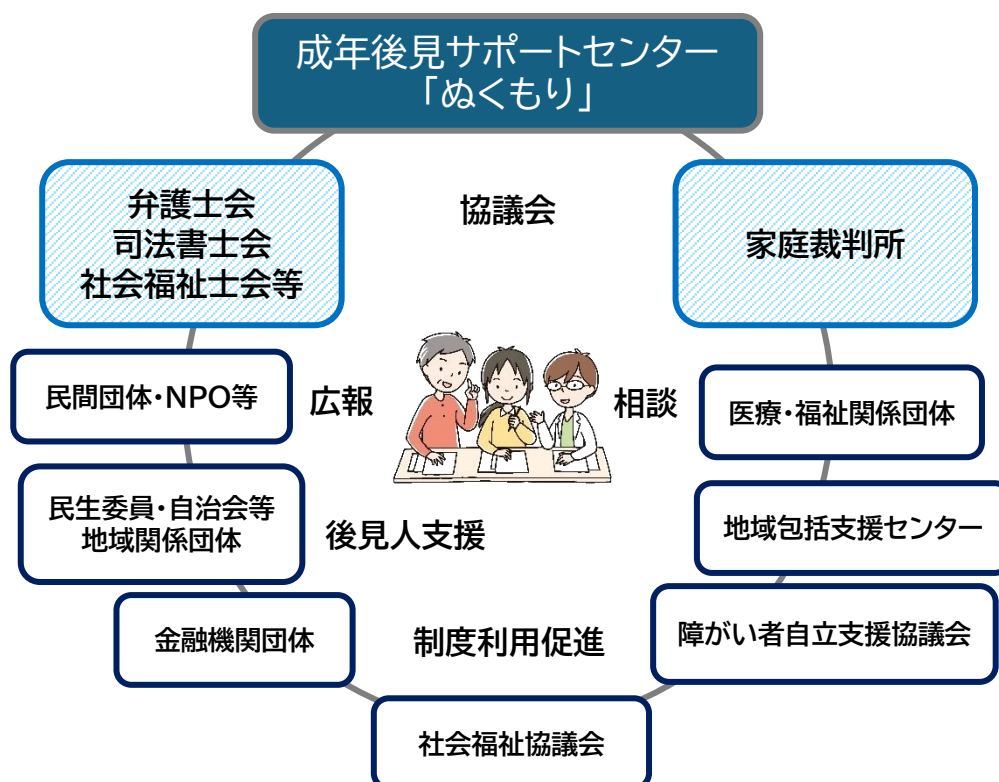
4 成年後見制度利用に係る支援

- 成年後見制度の利用が必要な状況であるにもかかわらず、本人や親族が申立てを行うことが難しい場合等に、後見など開始の審判を市長が家庭裁判所に申し立てる市長申立てを適切に行います。
- 成年後見制度の利用が必要であるのに、経済的な問題などで利用することが困難な方を支援するため、申立てに係る費用や後見人などの報酬について助成を行います。

5 日常生活自立支援事業との連携

- 社会福祉協議会で実施している日常生活自立支援事業の利用者について、成年後見制度の利用が適当な場合は、制度へのスムーズな移行ができるよう連携を図ります。

<成年後見サポートセンターの役割>



15 住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり

住み慣れた地域で安心して暮らせるまちにするため、病気や障がい、高齢等により運転ができなくなったり、移動が困難になることに不安を抱いたりする人に対して、買い物や通院等の手段が確保されていることや身近な場所で生活に必要なことが満たされているなど、多様な選択肢がもてる地域であることをめざします。

市の取り組み

- 誰もが必要なときに必要な場所に出かけられるよう、移動手段の確保やユニバーサルデザインのまちづくりに取り組みます。
- 人口減少や高齢化が進むなかで、将来にわたって安心して暮らし続けることができるよう、日常生活圏のなかで必要な物やサービスが受けられるまちづくりのあり方について、検討を進めます。

社協の取り組み

- ◆市民や事業者に対し、三重県ユニバーサルデザインのまちづくり条例の周知・啓発に努めるとともに、バリアフリータウンウォッチングを開催し、バリアフリーのまちづくりを推進します。
- ◆「ほっとスマイルサービス」において、住民同士の支え合いの範囲で、高齢者や障がい者の外出を支援します。
- ◆まちトーク等を通じて、住み慣れた地域で暮らせるまちづくりに向けた市民のアイデアを募るとともに、実現に向けた取り組みを地域住民とともに推進します。



〈委員会での意見〉

- 空家や空き店舗などのリノベーションが必要
- 地域との交流を深めることも必要

取り組む内容

53 住み続けられるまちづくり



みんなの重点

- 日常生活圏のなかで必要な物やサービスが得られるまちづくりのあり方について、オンライン診療等ICTの活用も含めた調査・検討を進めます。

54 住宅の確保

- 一人暮らしの高齢者や保証人がいないなどの理由により、住宅を確保できない人に対し、公営住宅のあり方の見直し等、住宅確保の方策に取り組みます。(居住支援協議会設立の検討)

55 様々な移動手段の確保

- 市内の公共交通の確保として、かもめバス及び定期船を運航します。
- 移動支援ボランティアを養成し、外出が困難な人の移動支援に取り組みます。
- 市営定期船を利用して移動することが困難な離島在住者を対象に、介護施設等へ通所するために自宅から桟橋まで付き添う「島内介助」と船に乗って降りるまで付き添う「船内介助」を行います。

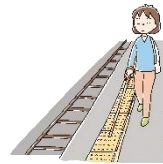
56 ユニバーサルデザインの推進

- 公共施設や公園・道路等のバリアフリー化を図り、様々な人が社会参加し、活動できる環境を整備します。
- 商業施設や民間施設に対し、ユニバーサルデザインのまちづくりについての周知・啓発に努めます。

57 買い物支援

- 移動が困難な人が必要な物品を購入できるよう、買い物支援のあり方を検討します。

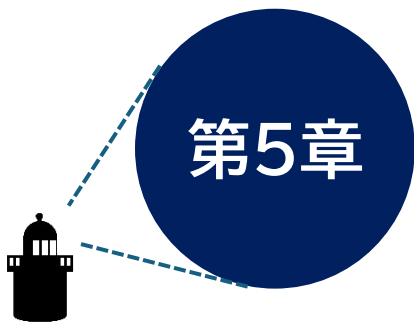
コラム バリアフリータウンウォッチング



市内のバリアフリー化の現状を確認するため、鳥羽市地域自立支援協議会と鳥羽市民生委員児童委員協議会障がい者部会で行っています。

これまでに民生委員と社会福祉協議会が体育館サブアリーナで実施しました。





第5章

計画の推進

1 計画の推進体制について

本計画は、市及び市社会福祉協議会ならびに市民、福祉事業者等、社会福祉法人、事業者等が、それぞれ主体的に役割を発揮し、協働・連携して地域福祉（福祉のまちづくり）の推進に向けて取り組む必要があります。

市の役割

- 市民の福祉向上をめざし、福祉施策を総合的に推進します。
- 地域住民等の取り組みについて、地域住民と関係機関の協力が円滑に行われ、支援が包括的に提供される体制を整備します。
- 既存のサービスや制度だけでは解決できない課題について、市民や事業者、社会福祉協議会等、近隣市町や関係機関と連携し、制度の充実や改善に取り組みます。

社会福祉協議会の役割

- 地域住民が主体的に地域福祉課題の解決に向けて取り組むための仕組みづくりを行います。
- 地域住民や各種団体、事業者等と地域の課題を共有し、必要な支援を行うとともに、関係機関や専門機関につなぐコーディネートを行います。
- 学校や地域での福祉学習を推進し、地域福祉の担い手やリーダーを育成します。

市民の役割

- 地域に暮らす市民それぞれが積極的に声かけやあいさつなどを行い、顔の見える関係づくりや日頃からの見守りあいを心がけます。
- 地域活動やボランティア活動等に参加することを通じ、困ったときはお互いに支えあい、助けあえる関係を築くことをめざします。
- 地域住民やその世帯が抱える様々な地域生活課題を把握し、地域で解決することが難しい課題については、社会福祉協議会や関係機関、市等と連携し、解決に向けて取り組みます。

福祉事業者等の役割

- 専門性を発揮し、様々な交流の場づくりや地域の福祉課題に対応する取り組みを推進します。
- ボランティア活動等の場所を提供するとともに、福祉の専門機関としての知識を生かして市民や子ども達に福祉学習の機会を提供します。
- 市や社会福祉協議会、ボランティア団体等と連携し、地域活動に参加して福祉のまちづくりを推進します。

社会福祉法人の役割

- 多様な福祉サービスについて、地域住民等や保健医療サービスと連携し、総合的に提供できるようにします。
- 地域で暮らす支援が必要な人に対し、無料または低額な料金で福祉サービスを提供し、少子高齢化や人口減少などの課題に取り組みます。

事業者等の役割

- 地域社会の一員として、地域課題に応じて市民や社会福祉協議会、市と協働の取り組みを推進します。
- 地域福祉活動に積極的に参加し、市民や地域との交流を深めます。
- 福祉事業所だけでなく、地場産業に関連した事業所や、観光事業所等、地域を支える様々な事業所と連携し、地域の福祉課題解決に向けて協力や連携できる仕組みづくりに取り組みます。

2 計画の進捗管理

本計画の進行管理については、年度ごとに進捗状況を把握した上で、施策の充実や見直しについての協議を行い、計画の円滑な推進に努めます。

また、計画の進行管理を担う組織として、市・社会福祉協議会・関係団体との連携のもと「鳥羽市地域福祉施策推進委員会」を継続的に設置し、計画に基づく施策が適切に実施されているかを点検・評価します。

そして、計画の進捗状況を広く市民へ周知できるように、ホームページへの掲載等により計画の各年度の実施状況や変更・見直し等について公表していきます。

また、計画の着実な推進のためには、これらの進行管理を一連のつながりのなかで実施することが重要です。そのため、計画を立案し（Plan）、実践する（Do）ことはもちろん、目標設定や計画策定後も適切に評価（Check）、改善（Action）が行えるよう、循環型のマネジメントサイクル（PDCAサイクル）を構築します。



資料編



1 地域福祉を取り巻く社会の変化

(1) 社会福祉法等の改正

国では平成 27 年の「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」報告書以降、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域の多様な主体が参画し分野を超えてつながり、地域と共につくっていく「地域共生社会」の実現に向け、様々な取組や法改正が行われています。

平成 29 年の改正社会福祉法では、市区町村による地域福祉計画の策定が努力義務化され、包括的な支援体制の整備や分野共通で取り組む項目等が追加されました。さらに、令和 2 年の社会福祉法等の一部改正では、区市町村の包括的な支援体制の構築支援（「重層的支援体制整備事業」の創設）を柱に、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、社会福祉連携推進法人制度の創設等が定められました。

(2) 求められる「地域共生社会」

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、市民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、市民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会とされています。

「地域共生社会」の実現には、制度・分野ごとの「縦割り」では解決できない課題（複合的な課題、制度のはざまなど）の存在や社会的孤立、社会的排除への対応、また地域の「つながり」の弱まりや地域の持続可能性の危機などの諸問題に対応するため、困りごとを既存の制度に当てはめていくのではなく、困りごとを抱えたひとり一人の生きていく過程に寄り添った支援を行うことが重要となっています。



資料：厚生労働省 地域共生社会ポータルサイト

(3) 重層的支援体制整備事業

地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する断らない相談支援体制を整備するとともに、参加支援、地域づくりに向けた支援を行う、手上げ方式による新規の任意事業です。

重層的支援体制整備事業における各事業の内容は社会福祉法第106条の4第2項に3つの支援を第1～3号に規定し、それを支えるための事業として第4号以降を規定しています。それぞれの事業を個別に行うのではなく、一体的に展開することが重要です。

包括的相談支援事業 (社会福祉法第106条の4第2項第1号)	●属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める ●支援機関のネットワークで対応する ●複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ
参加支援事業 (社会福祉法第106条の4第2項第2号)	●社会とのつながりをつくるための支援を行う ●利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる ●本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う
地域づくり事業 (社会福祉法第106条の4第2項第3号)	●世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する ●交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする ●地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 (社会福祉法第106条の4第2項第4号)	●支援が届いていない人に支援を届ける ●会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見つける ●本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く
多機関協働事業 (社会福祉法第106条の4第2項第5号)	●市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する ●重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす ●支援関係機関の役割分担を図る

(4) 孤独・孤立対策の視点

孤独・孤立の問題について、「望まない孤独」及び「孤立」の状態にある当事者や家族等に対し、本人が望む形で社会参加ができるよう、社会全体で一層の取組が必要となっています。国では、深刻化する社会的な孤独・孤立の問題に対応するため、「孤独・孤立対策推進法」が令和5年6月に公布されました。計画の中では、当事者や家族等の状況等に応じて多様なアプローチや手法による対応が求められること、孤独・孤立を生まない社会をつくる観点等が挙げられています。

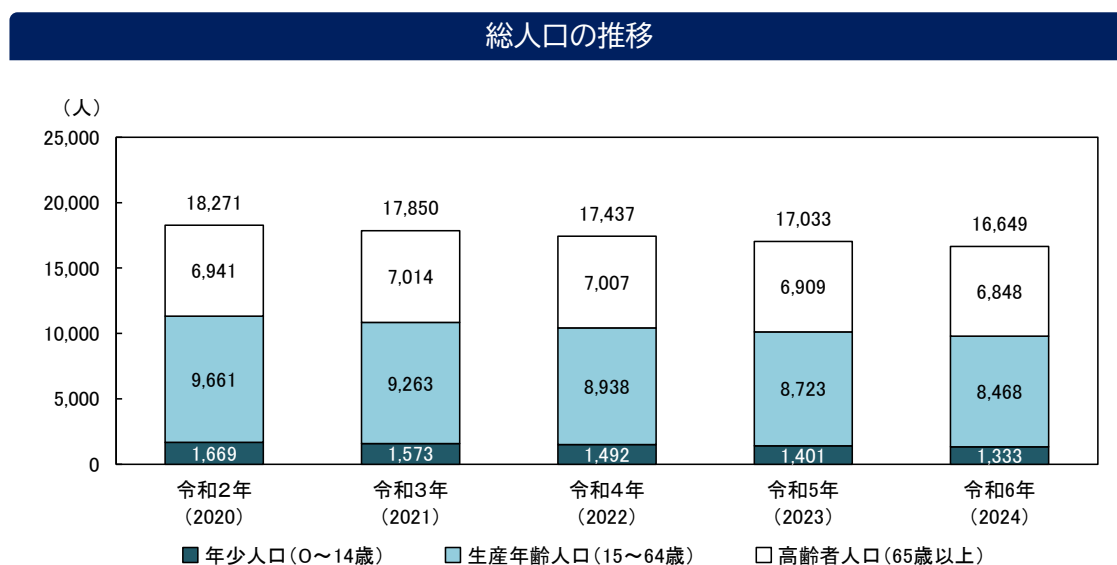


2 統計資料

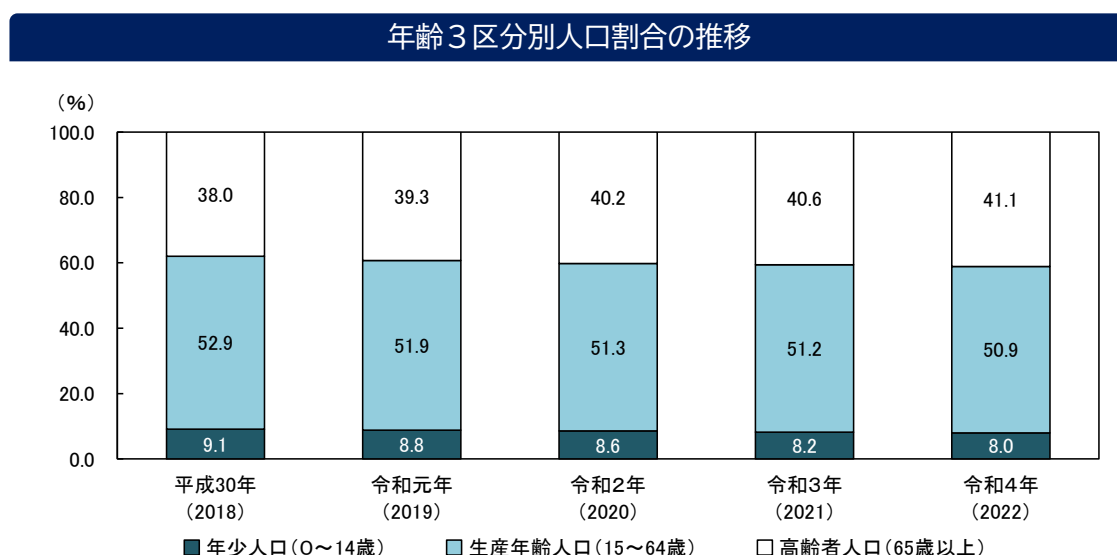
(1) 総人口の状況

総人口をみると年々、減少しており、令和2年(2020)の18,271人から令和6年(2024)で16,649人と、1,622人の減少となっています。

また、年齢3区分別人口割合をみると、令和2年(2020)以降、高齢者人口が40%以上となっています。



資料：住民基本台帳

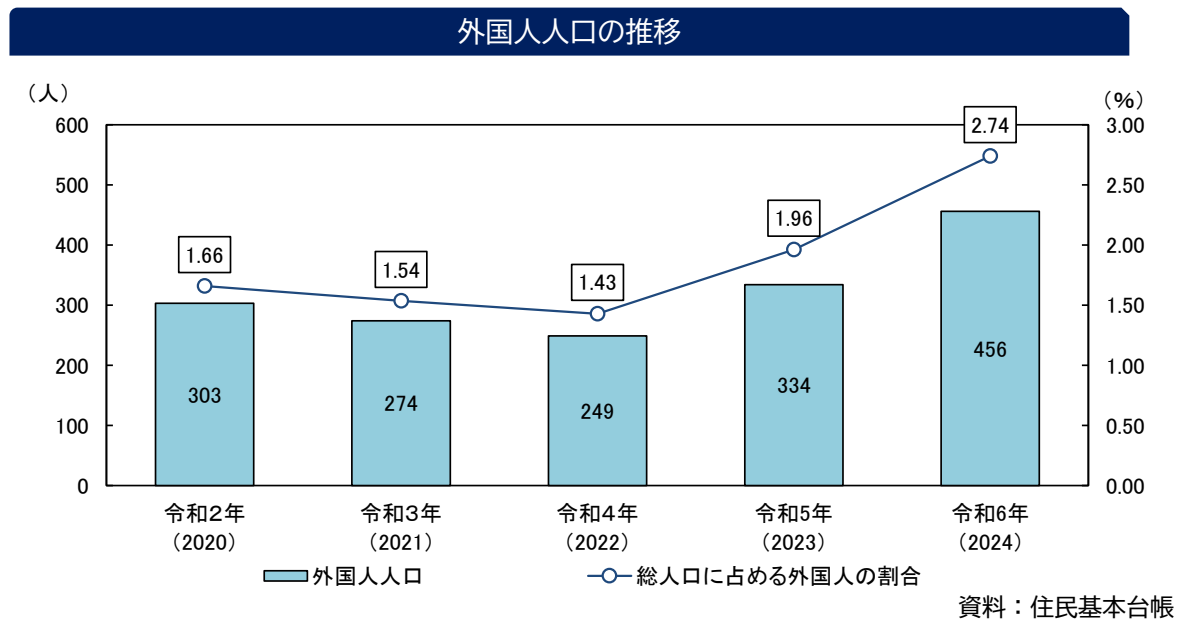


資料：住民基本台帳

(2) 外国人人口の状況

外国人人口をみると、令和2年（2020）の303人から令和6年（2024）で456人と、153人の増加となっています。

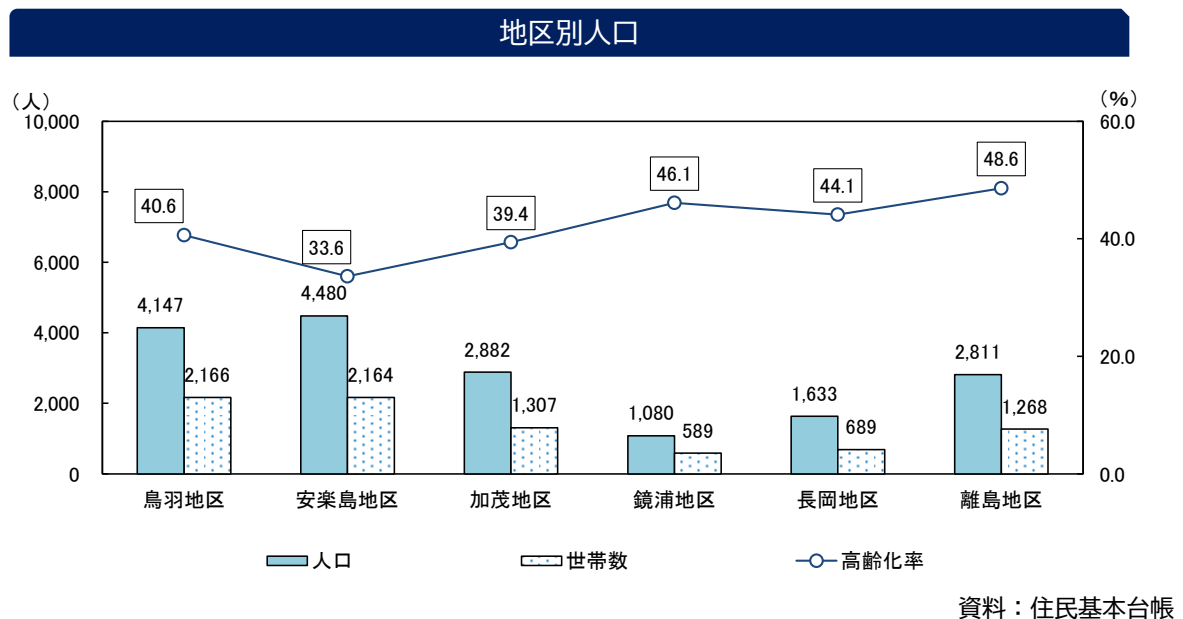
総人口に占める割合については、令和4年（2022）以降、上昇傾向にあります。



(3) 地区別人口の状況

地区別人口をみると、鳥羽地区、安楽島地区の人口が多くなっています。

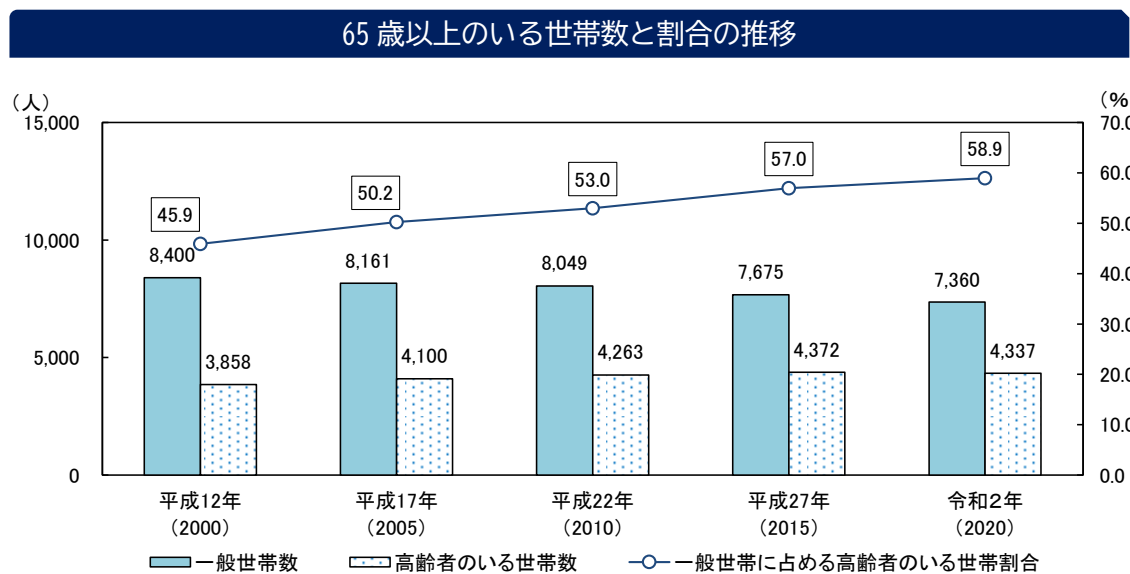
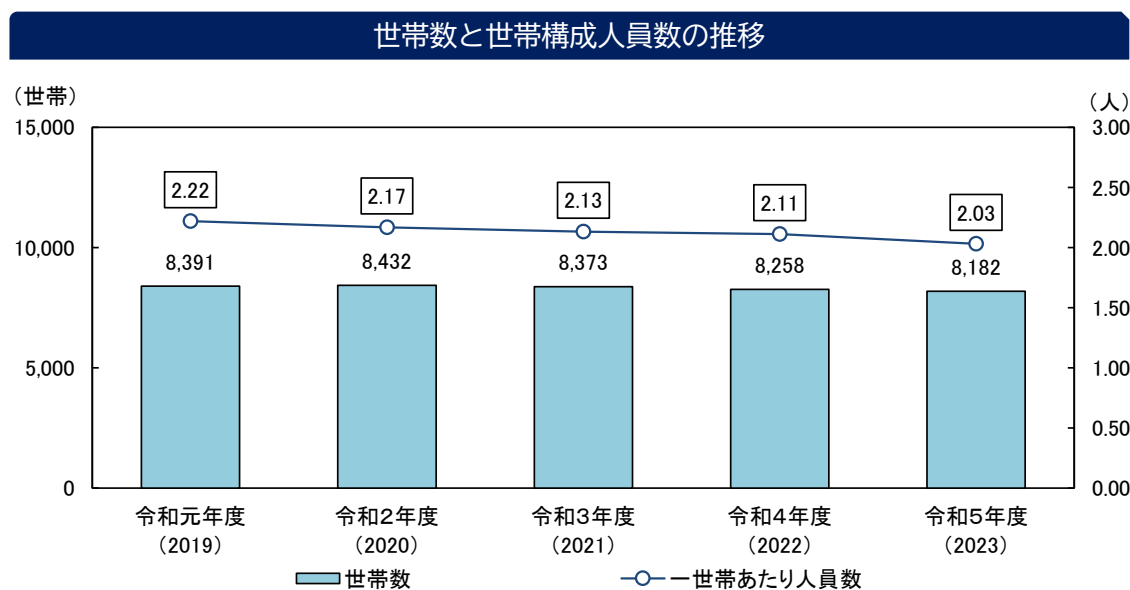
高齢化率をみると、鳥羽地区、鏡浦地区、長岡地区、離島地区で40%を超えています。



(4) 世帯の状況

世帯数をみると、令和2年度（2020）以降、減少しており、令和5年度（2023）で8,182世帯となっています。一世帯あたり人員数は年々減少しており、令和5年度（2023）で2.03人となっています。

また、高齢者のいる世帯について、国勢調査結果をみると、一般世帯に占める高齢者の世帯割合は上昇傾向にあり、令和2年（2020）で58.9%となっています。

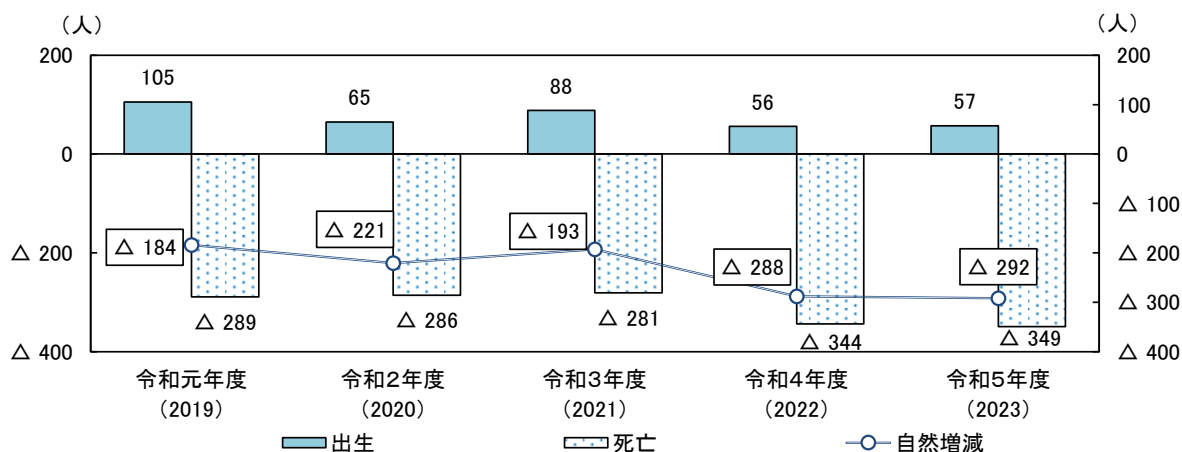


(5) 人口動態

出生数と死亡数（自然増減）をみると、令和5年度（2023）で死亡数 349 人、出生数 57 人と 292 人の減少となっており、死亡数が出生数を上回る自然減少が続いています。

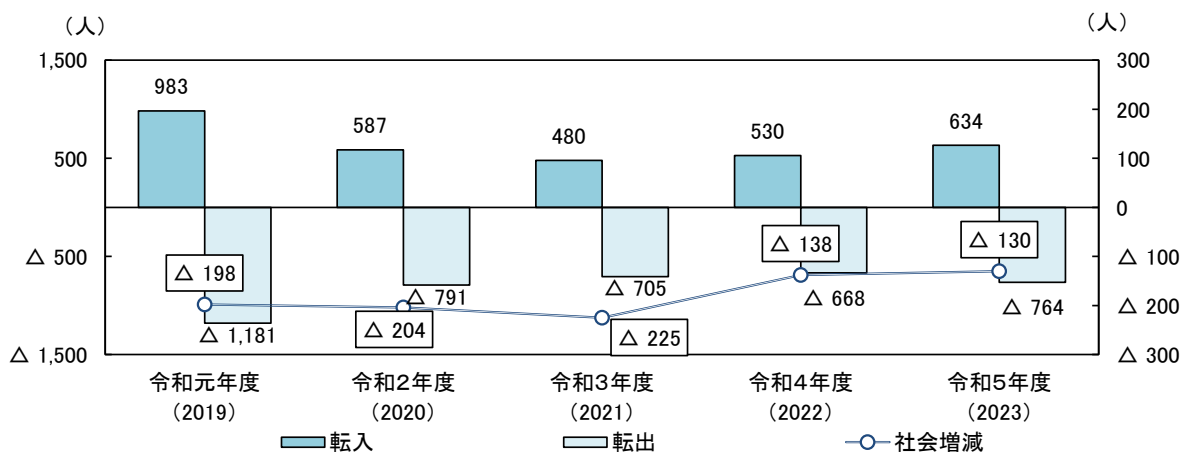
転入数と転出数（社会増減）をみると、令和5年度（2023）で転出数 764 人、転入数 634 人と 130 人の減少となっており、転出数が転入数を上回る社会減少が続いています。

出生数と死亡数（自然増減）の推移



資料：鳥羽市

転入数と転出数（社会増減）の推移



資料：鳥羽市

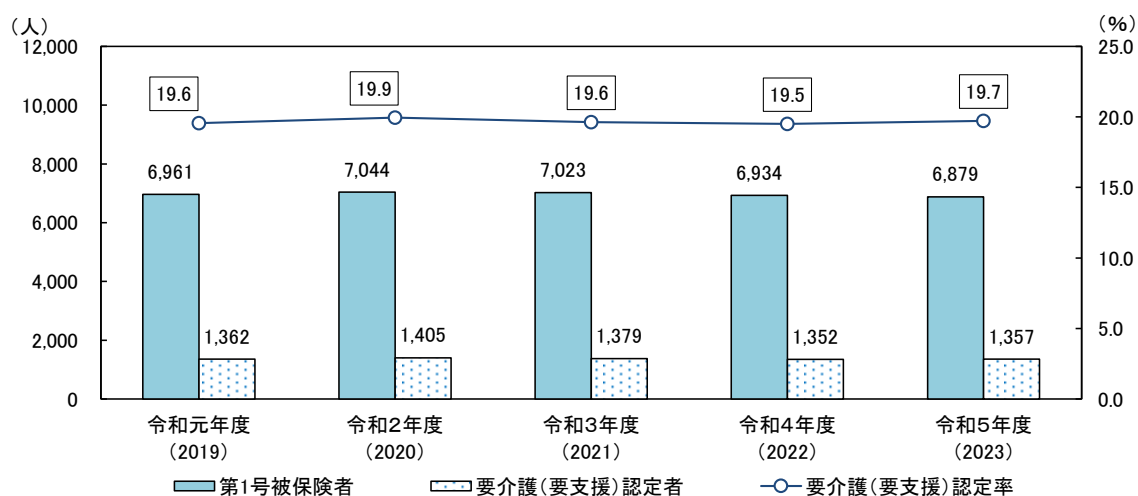
(6) 要支援・要介護認定者数の状況

第1号被保険者数をみると、令和2年度(2020)以降、減少に転じており、令和5年度(2023)には6,879人となっています。

要支援・要介護認定者数をみると、令和5年度(2023)で1,357人となっており、認定率は横ばいに推移しています。

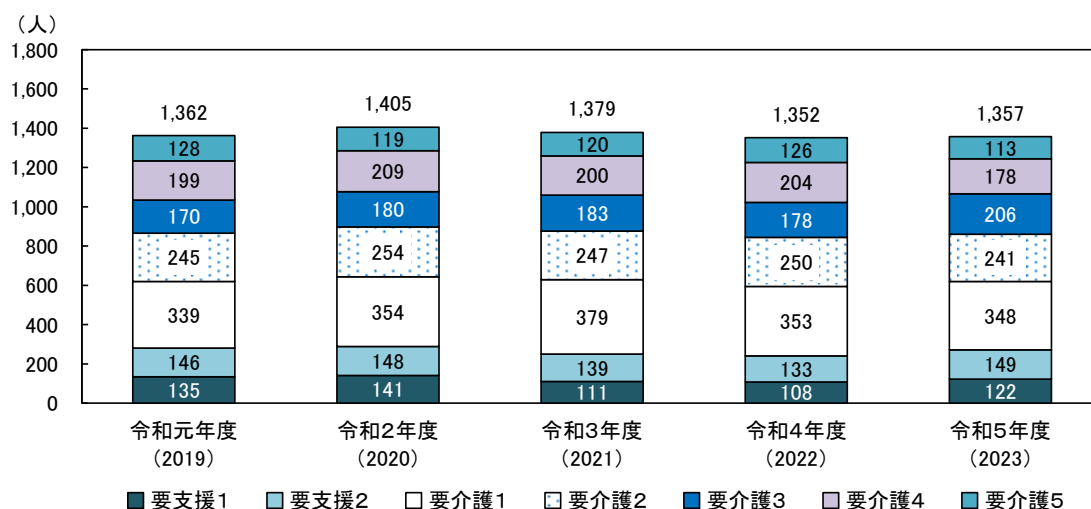
要介護度別にみると、要支援2、要介護1、要介護3で令和元年度より増加しています。

要支援・要介護認定者数(第1号被保険者)及び第1号被保険者数の推移



資料：介護保険事業状況報告(月報)

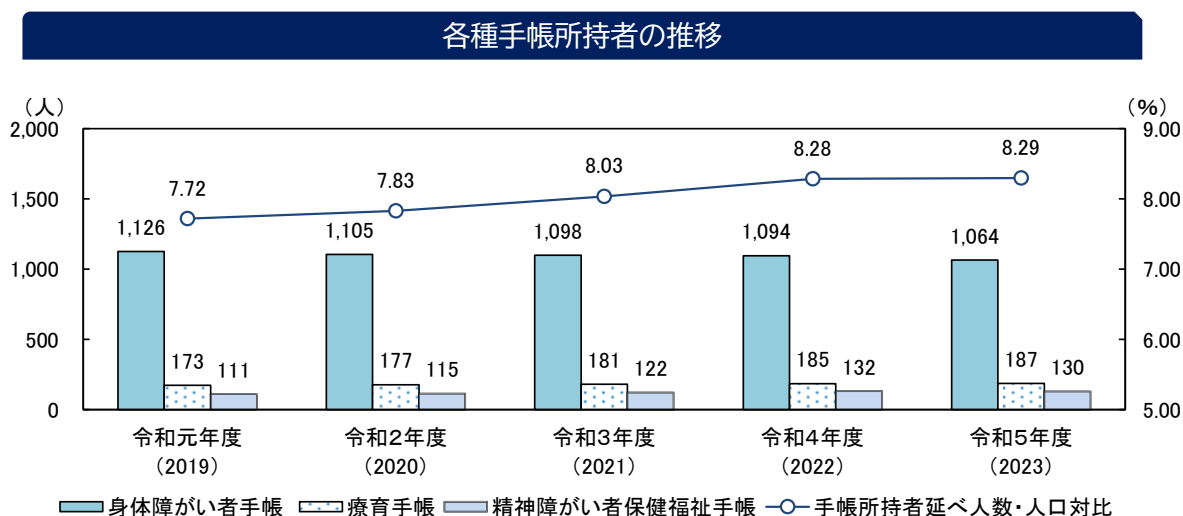
要支援・要介護認定者数(第1号・第2号被保険者)の介護度別人数の推移



資料：介護保険事業状況報告(月報)

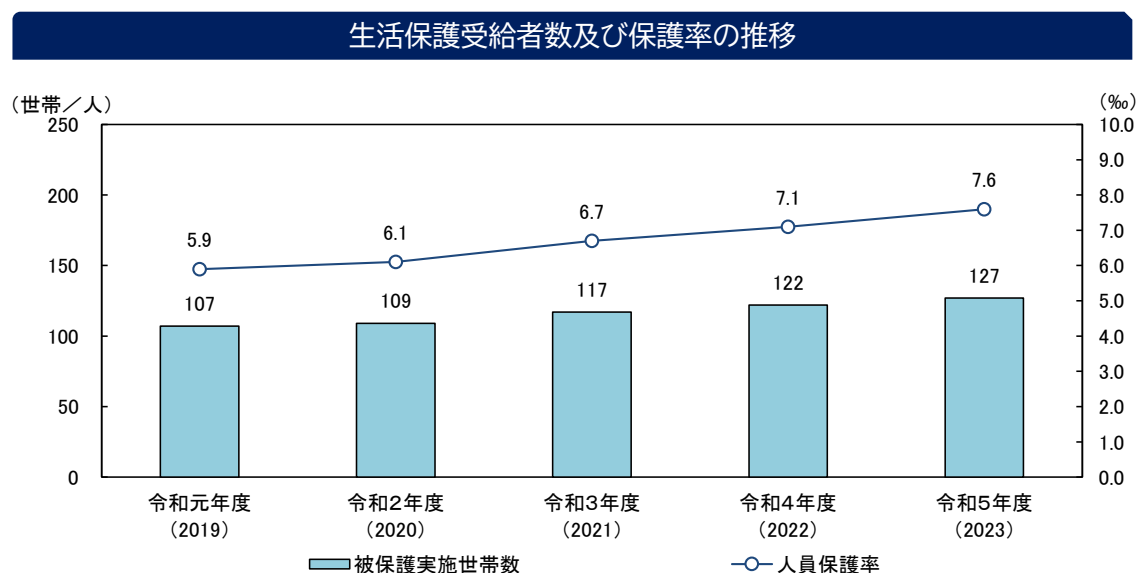
(7) 障がいのある人の状況

各種手帳所持者の推移をみると、療育手帳所持者、精神障がい者保健福祉手帳所持者で増加傾向にあります。手帳所持者数は横ばいに推移しており、人口が減少していることから人口対比でみると上昇傾向にあります。



(8) 生活保護の受給状況

生活保護受給者数は、年々増加しており、令和5年度（2023）で127人となっています。保護率（千人あたり）についても、受給者数の増加に合わせて上昇しています。

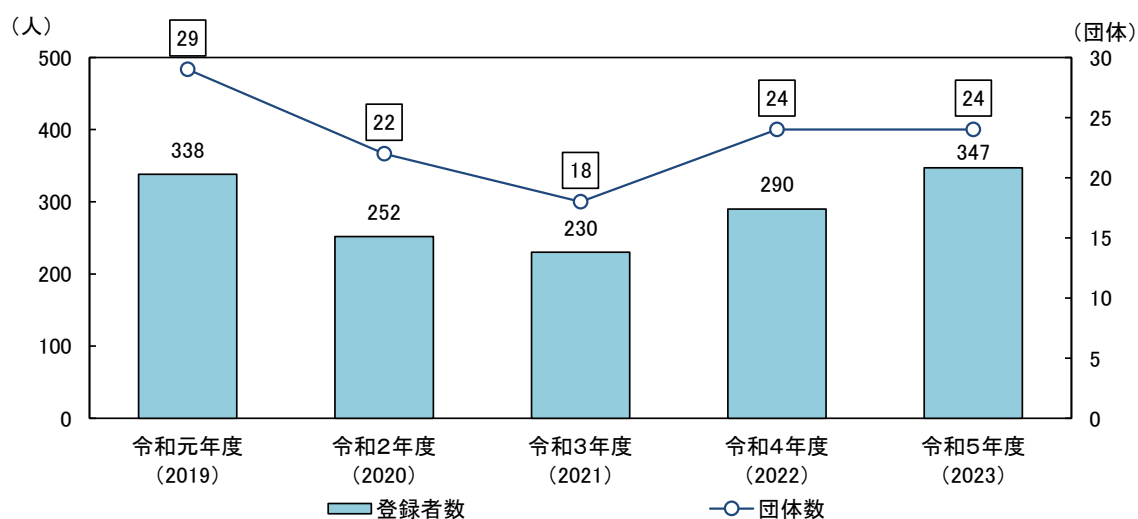


(9) ボランティア活動の状況

ボランティア保険登録者数をみると、令和3年度（2021）以降、増加に転じています。一方でボランティア団体数は、令和5年度（2023）で24団体と減少傾向にあります。

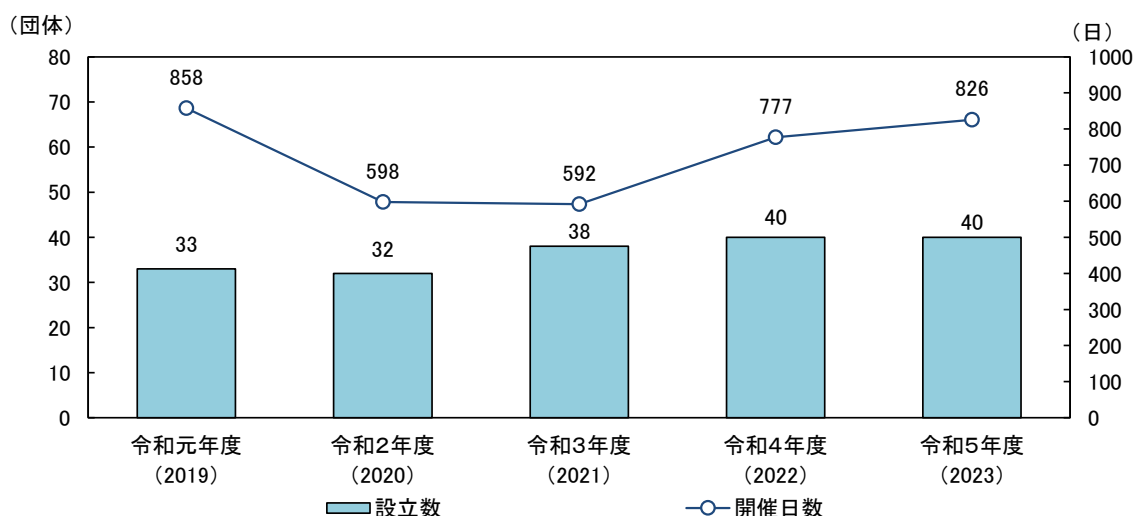
地域サロン活動については、団体数は年々増加しており、令和5年度（2023）で40団体となっています。開催日数については、新型コロナウイルス感染症拡大による行動制限によって、減少したものの、現在は回復傾向にあり、団体数の増加に合わせて開催日数も増加しています。

ボランティア保険登録者数及びボランティア団体数の推移



資料：鳥羽市

地域サロン活動の状況



資料：鳥羽市

3 地域福祉計画からみる現状まとめ

基本目標1 地域を支える人づくり

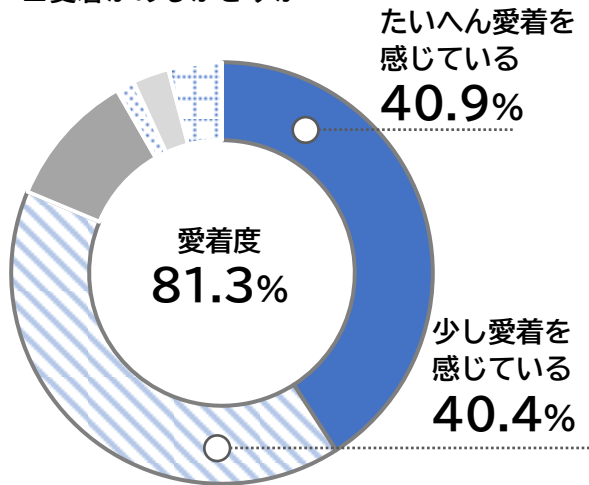
主な取組と成果では

市	社協
○広報とばにおいて市民活動団体紹介コーナーを設け、鳥羽で活動している団体を紹介しました。 ○TOBA ひだまりフェスタを開催し、地域で活躍する団体と市民とがつながれる場を創出しました。	●地域包括支援センターと連携し、『高齢者疑似体験』として認知症についての話とスローショッピングについても合わせて学習しています。 ●一日福祉体験教室を開催し、新しい取り組みとして、扇芳閣で車いす体験、鳥羽市民体育館で車いすバスケットボールを行いました。 ●鳥羽市ボランティア連絡協議会と共催し第6回ボランティアまつりを開催しました。 ●鳥羽社協のFacebook、Instagramにてボランティア立ち上げや活動団体への支援についてPRしました。

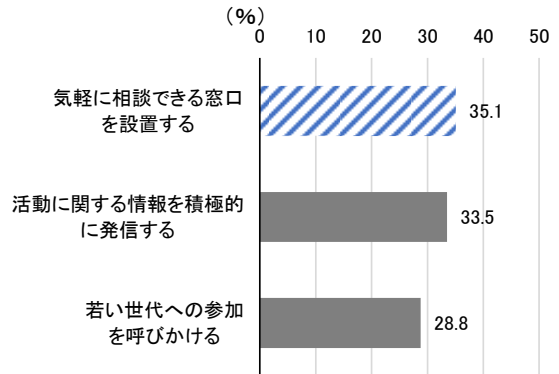
アンケート調査では

- ◆鳥羽市に愛着を感じているかについては、「たいへん愛着を感じている」「少し愛着を感じている」を合わせると、8割以上の人が市に愛着を感じています。
- ◆民生委員・児童委員は「名前は聞いたことがあるが、活動内容はよく知らない」が47.2%、地域福祉推進員は「名前も活動の内容も知らない」が61.3%となっています。
- ◆地域活動やボランティア活動に参加する人を増やしていくために必要だと思うことについてみると、「気軽に相談できる窓口を設置する」が最も高く、次いで「活動に関する情報を積極的に発信する」、「若い世代への参加を呼びかける」となっています。
- ◆地域活動やボランティア活動に参加したいと思う要件についてみると、「自分にあった時間と内容の活動であること」が最も高く、次いで「集団ではなく個人が自分のペースでできること」、「自分の仕事や特技を生かせること」となっています。

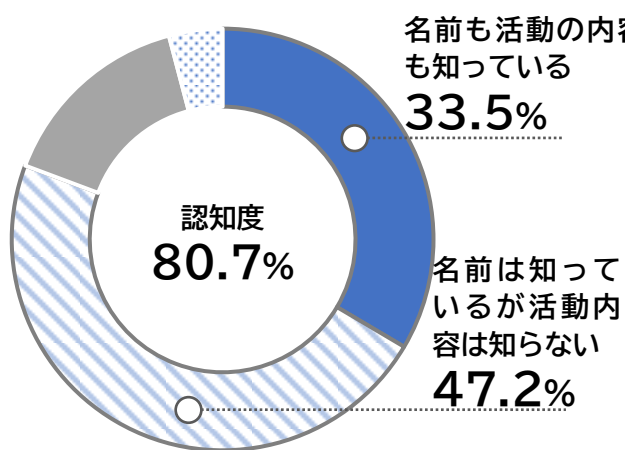
■愛着があるかどうか



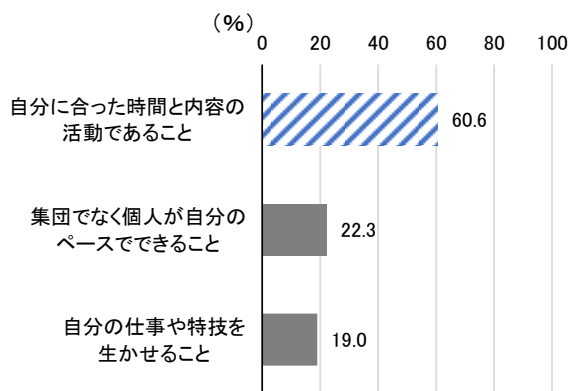
■地域活動やボランティア活動に参加する人を増やしていくために必要な要件 ※上位3つ



■民生委員・児童委員の認知度



■地域活動やボランティア活動に参加したいと思える要件 ※上位3つ



ヒアリング調査では

- ボランティアなど研修や機会の場をつくる。
- 民生委員・児童委員のなり手不足が課題であり、若い人にも民生委員になってほしい。
- ボランティア活動については、運営側や参加者の高齢化が進み、次代を担う人材の育成が必要となっている。
- 小学校、中学校でのボランティア体験は受けてもらっているが、実際のボランティアにつながっている人は少ない。
- 地域に住む外国人が以前より多くなっており、外国人への理解と互いにコミュニケーションをとるための日本語支援も必要となっており、理解の場が必要。

基本目標 2 支えあいの地域づくり

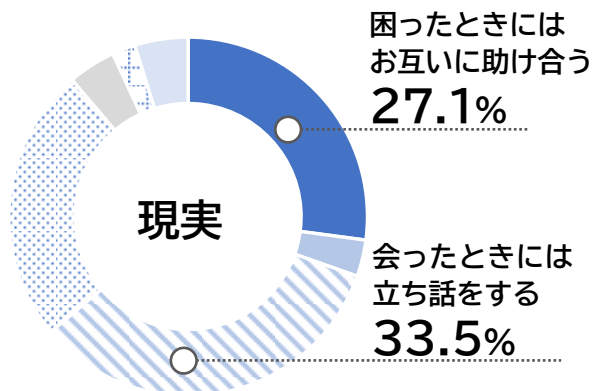
主な取組と成果では

市	社協
○障害者互助会の活動支援、子育てサロンや高齢者サロンの支援など共通した悩みや課題を持つ人の交流を推進しています。 ○まちトークにおいて地域住民と一緒に地域で何ができるのかを考えるとともに、考えを実現させるための「地域力アップ応援金」を4団体に交付しました。 ○学習支援「yell（エール）」では、ひだまり会場及び答志会場において、ひとり親世帯、生活困窮世帯等の児童・生徒を対象に、ボランティアによる学習支援を行いました。 ○参加支援・ひきこもりサポート事業の運営に必要な予算を確保し、支援に努めています。	●鳥羽市ボランティア連絡協議会の役員会に毎月出席し、意見交換を行っています。 ●まちのカルテを作成・更新していくなかで、まちの課題を聞き、集いの場など立ち上げの支援をしています。 ●民生委員、町内会、コミュニティー学校のディレクターと連携し市内に新たに2か所のサロンを設置しました。（多世代交流サロン1か所、高齢者サロン1か所） ●生活困窮や障がい相談の窓口に寄せられる相談の中でいじめや虐待などの発見があれば、関係機関へつなげています。

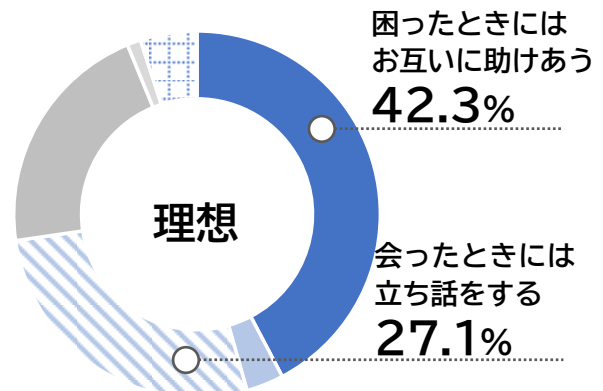
アンケート調査では

- ◆近所付き合いの程度についてみると、「会ったときには立ち話をする」が最も高く、次いで「困ったときにはお互いに助けあう」、「あいさつをする程度」となっています。
- ◆希望する近所付き合いの程度についてみると、「困ったときにはお互いに助けあう」が最も高く、次いで「会ったときには立ち話をする」、「あいさつをする程度」となっています。
- ◆地域活動やボランティア活動への参加について、「地域の清掃活動（草むしり、寺社掃除、道路清掃等）」では、「よく参加している」が多くなっています。
- ◆地域活動やボランティア活動に参加しない理由についてみると、「仕事や家事で忙しいから」が最も高く、次いで「関わりが少なく参加しづらい雰囲気であるから」が高くなっています。
- ◆犯罪や非行をした人の立ち直りを支える協力者や取組に関して知っているものについてみると、「保護司」が最も高くなっていますが、4人に1人は無回答か「知っているものはない」となっています。

■近所との付き合いの程度



■希望する近所との付き合いの程度



ヒアリング調査では

- 地域のまつりやイベントを地域の人が自ら開催することが少なくなり、地域の誇りが醸成されないと感じる。
- 各種団体の課題として共通しているのは、「新たな人材の確保が難しい」「担い手の減少や高齢化により活動ができなくなっている」「リーダーや役員のなり手がいない」が多くなっている。
- 福祉分野と観光分野など、多分野連携を検討する必要がある。
- 水福連携の取組を障がいのある人の分野で取り掛かっているが、障がいのある人だけでなく対象を広げる必要がある。
- 団体間の連携を強めていくなかで、地域の現状を知るためにも、町内会・自治会との連携が重要となる。

基本目標 3 地域福祉の輪を広げるネットワークづくり

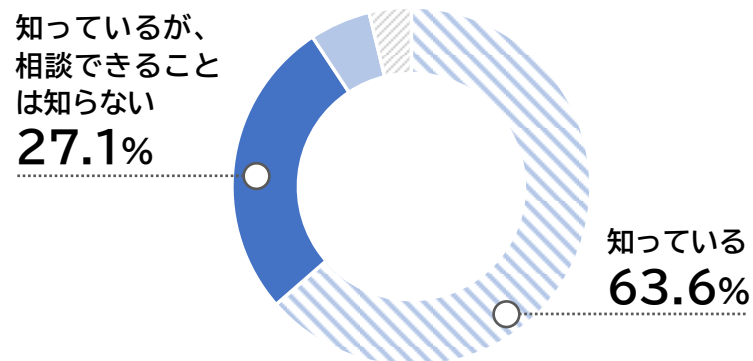
主な取組と成果では

市	社協
○子育てに関する福祉サービスについて、広報紙やホームページ、とばメール、子育てLINEを利用して情報提供を行いました。 ○手話スキルの維持向上を目的として、市の手話奉仕員を対象としたステップアップ講座を開催しました。 ○重層的支援体制整備事業を実施し、各相談支援機関において包括的に相談を受け付け、各関係機関と連携して対応するとともに、複雑・複合的な課題を抱える世帯等の支援のために、関係機関を集めて地域共生ケース会議を実施しました。	●社協公式のFacebook、Instagramを活用し、幅広い年齢層への周知を行いました。 ●福祉協力校へのフクシル（福祉出前トーク）でポッチャ、防災タウンウォッチングを行いました。 ●社協で担当している相談支援機関から他機関へ必要に応じてつなぎを行いました。 ●保護者に直接連絡がいくよう、学習支援yell公式LINEアカウントを開設しました。 ●地域包括支援センター等と連携し、連携会議を月1回開催し情報共有を図りました。

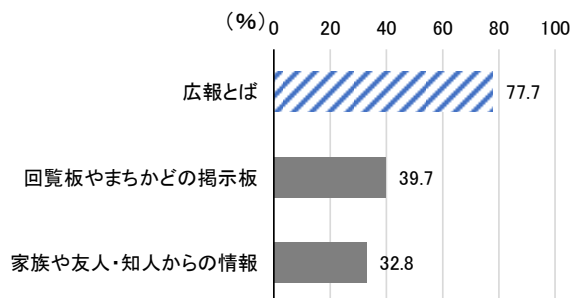
アンケート調査では

- ◆「地域」と聞いて思い浮かべる地域の範囲についてみると、「町内会・自治会」が最も高く、次いで「鳥羽市全域」となっています。
- ◆地域の行事や活動などの情報の主な入手方法についてみると、「広報とば」が最も高く、次いで「回覧板やまちかどの掲示板」、「家族や友人・知人からの情報」となっています。年代別でみても20歳以上の年代で「広報とば」が最も高くなっています。
- ◆「保健福祉センターひだまり」で保健福祉に関する相談ができることについて「知っている」のは63.6%となっています。
- ◆市民が取り組める地域の課題や問題についてみると、「高齢者の生活支援・社会参加」が最も高く、次いで「防災対策」「孤立しがちな人の居場所づくり」となっています。
- ◆誰もが住みなれた地域で安心して生活していくために必要なことについてみると、「福祉や保健に関する情報提供を充実させる」「1か所で何でも相談や手続きができる体制を整備し、容易に行えるようにする」が最も高くなっています。

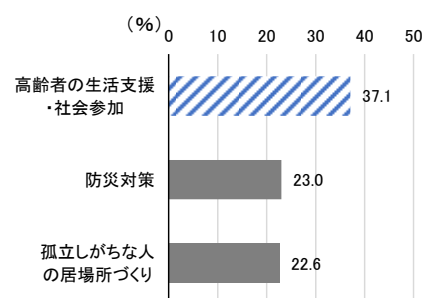
■「保健福祉センターひだまり」が相談できるところと知っている



■地域の行事や活動などの情報の主な入手方法



■市民が取り組める地域の課題や問題



ヒアリング調査では

- 高齢者や障がいのある人の移動支援、見守りが課題となっている。
- 自治会や老人クラブと連携して、地域の見守り活動を行っているが、自治会、老人クラブともに高齢化を要因として人材の不足による活動縮小をしている地区もあり、新たな担い手が必要となっている。
- 団体同士、地域での連携強化を図るには、情報共有が必要となっており、地域における情報発信力、共有力の強化が求められている。
- 医療・介護に係る人材の高齢化が進んでおり、人材の確保が課題となる中で、新たな人材については募集をかけても確保が困難となっている。

基本目標 4 安心・安全な地域づくり

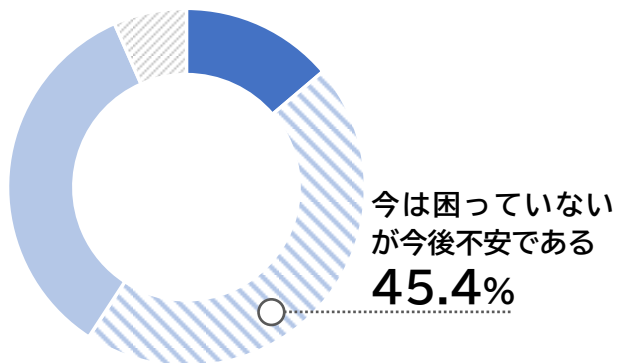
主な取組と成果では

市	社協
○障害者互助会の活動支援、子育てサロンの支援など共通した悩みや課題を持つ人の交流を推進しています。 ○認知症サポーター養成講座を市民向けに開催しました。 ○防災資機材の充実のため、自主防災倉庫等整備事業補助金を交付しました。 ○福祉サービス事業所を対象としたBCP作成に向けた研修会を開催しました。 ○家庭訪問や健康相談・健康診査により、虐待の発見に努めるとともに、子育て支援室・子育て支援センターと定期的に会議を行うことで、情報共有を図りました。	●学校や警察、PTA、地域住民等が連携し、通学路の危険箇所について安全点検を実施するなど、児童・生徒の通学時の安全確保に取り組みました。 ●防災デイキャンプを開催し、防災に関する知識を学ぶ機会を設けています。 ●「ほっとスマイルサービス」を希望する、困りごとをかかえる人や、ケアマネジャーに状況を説明し、会員加入につなげました。 ●成年後見サポートセンター事業を受託し、リーフレットを活用して市民の方や福祉関係者の方に制度の説明を行いました。

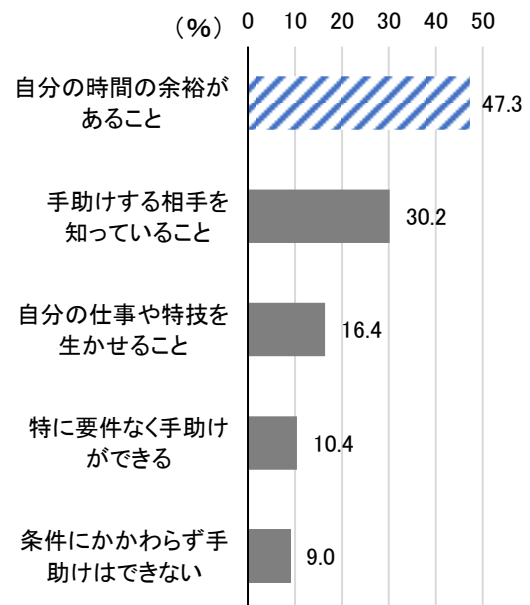
アンケート調査では

- ◆日々の生活における悩みや不安について年代別でみると、50歳代以下では「仕事のこと」が多くなっているほか、30歳代では「子育てに関すること」も高くなっています。また、60歳代では「家屋や土地の管理のこと」も高くなっています。
- ◆地域で手助けできると考えられることについてみると、「話し相手」が最も高く、次いで「特にない」「買い物や近くまでのちょっとした外出などの付き添い・手伝い」となっています。
- ◆誰に手助けをしてほしいと思うかについてみると、「近くに住む家族・親類」が最も高く、次いで「知人・友人」「隣近所の人」となっています。
- ◆どのような要件が整えば実際に手助けができるかについてみると、「自分の時間の余裕があること」が最も高く、次いで「手助けする相手を知っていること」「自分の仕事や特技を生かせること」となっています。
- ◆交通手段の困りごとについて、「ある」と「今は困っていないが今後不安である」を合わせると約6割となっています。
- ◆地域における災害時の備えとして重要だと思うことについてみると、「危険な箇所の把握」が最も高く、次いで「日頃からのあいさつ、声かけや付き合い」「防災訓練への参加」となっています。

■買い物や通院などのための手段
で困っていることがあるか



■どのような要件が整えば実際に手助けができるか



ヒアリング調査では

- 鳥羽市では基幹となる病院がないため、災害時に応急診療所をつくるなどの対策が必要となっている。
- 災害時でも平時でも自分に近い人ほど助けたいと思うものであり、いかに「我が事」としてとらえてもらって助けてくれる人を増やすかが重要ではないか。
- 進学を機に鳥羽市を出て、そのまま戻らないことがあると、持ち家の多い鳥羽市では、空き家の管理問題が発生する。
- 民生委員や地域福祉推進員との連携が必要となっているが、民生委員の定員割れの現状もあり、なり手確保が課題となっている。

4 策定の手法

「鳥羽市地域福祉施策推進委員会」での審議とグループワーク

計画策定にあたっては、これまで「鳥羽市地域福祉計画及び活動計画策定委員会」により策定を審議していましたが、本計画より毎年度実施する「鳥羽市地域福祉施策推進委員会」において、各種調査の実施内容や結果、計画内容などを検討しました。また、検討にあたっては、より一体感を高めるため、策定過程でグループワークによる計画の検討を行いました。

前回計画の進捗管理の実施

前回計画の各施策・事業に関わる事項について、庁内関係各課や各関係機関に照会し、施策の現状や進捗状況などについての評価・検証を実施しました。

アンケート調査の実施

地域福祉についての市民の考えや意見を把握するために、アンケート調査を実施しました。

調査期間	令和5年12月25日（月）～令和6年1月17日（水）
対象者	市内在住の18歳以上の方（無作為抽出）
調査方法	郵送配布、郵送回収
配布数	2,000件
有効回収数	582件
有効回収率	29.0%

関係団体調査・ヒアリングの実施

地域の状況や福祉課題を把握するため、地域や福祉に関係する団体に対し、ヒアリング調査を実施しました。

対象団体	市内の福祉の推進に係る関係団体等 12団体
実施期間	令和6年2月

パブリックコメントの実施

パブリックコメントを実施し、鳥羽市地域福祉計画・地域福祉活動計画案に対する市民の意見を募りました。



グループワークの実施

策定過程におけるグループワークでは、本市がめざす福祉のまちづくりの姿について、テーマごとに話し合いをしました。

めざす福祉のまちづくりが進み、実現するめざす姿はどんな姿なのか、委員会の委員が意見を交わしました。



■グループワークの様子



5 鳥羽市地域福祉施策推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市における地域福祉に関する施策について、各方面の関係者の幅広い意見等を聴き、その総合的かつ計画的な推進に資するため、鳥羽市地域福祉推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(掌握事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を掌握する。

- (1) 鳥羽市地域福祉計画及び地域福祉活動計画（以下「計画」という。）の策定に関すること。
- (2) 計画の評価、推進及び見直しに関すること。
- (3) その他地域福祉施策に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員 25 名以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 保健福祉関係機関の代表者
- (3) 自治会、老人会、事業所等の代表者
- (4) 公募による市民
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は5年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

- 2 委員の任期中、機関の代表者変更等がなされた場合は、後任者が委員を引き継ぐものとする。
- 3 委員の再任は、妨げない。

(役員)

第5条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1 名
- (2) 副委員長 1 名

2 委員長及び副委員長は、委員の中から互選する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

6 鳥羽市地域福祉施策推進委員会名簿

敬称略

	氏名	所属
委員長	大井 智香子	皇學館大学
副委員長	宮本 成章	鳥羽市自治会連合会
	羽根 靖之	公益社団法人 志摩医師会
	佐々木 保	鳥羽市老人クラブ連合会
	中川 茂	鳥羽市民生委員児童委員協議会
	山本 英子	鳥羽市ボランティア連絡協議会
	中村 吉元	鳥羽市スポーツ少年団本部
	笠井 杉代	社会福祉法人あしたば福祉会
	岡村 和真	鳥羽市介護保険サービス事業者連絡会
	中村 成	鳥羽市障害者互助会
	高見 加代	いいことミッケ
	澤田 憲生	鳥羽志摩保護区保護司会鳥羽支部
	山下 貞子	鳥羽商工会議所
	杉浦 徹	鳥羽市地域生活支援コーディネーター
	橋本 允聖	社会福祉法人三重県社会福祉協議会
	松本 拓郎	一般公募

任期:令和6年7月23日～令和11年6月30日

第4次鳥羽市地域福祉計画・地域福祉活動計画

発行年月：令和7年3月

発行・編集	
鳥羽市 健康福祉課	社会福祉法人鳥羽市社会福祉協議会
住所：〒517-0022 鳥羽市大明東町2番5号 TEL：0599-25-1181 FAX：0599-25-1154	住所：〒517-0022 鳥羽市大明東町2番5号 TEL：0599-25-1188 FAX：0599-25-1117